

大川市議会第1回定例会会議録

平成30年3月8日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防	長	田	中	嘉親
人	事	秘	書	課	長	馬
					淵	嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古
						賀
						収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
健 康 課 長	馬 場 季 子
子 ども 未 来 課 長	迫 田 一 彦
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
都 市 計 画 課 長	池 田 哲 男
上 下 水 道 課 長	古 賀 政 彦
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	木 下 剛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	15	永 島 守	1. 教育現況と戦後教育の問題点について
2	8	福 永 寛	1. 大川市子育て支援について
3	3	箆 島 かおる	1. 『大川市の子育て支援総合施設』について
4	11	水 落 常 志	1. 大川の農業について
5	4	宮 崎 稔 子	1. 発達障がい児に対する市の取り組みについて 2. 傾聴ボランティアの活動について

午前9時 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、15番永島守君。

○15番（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回、議運の委員長に久しぶりに1番をお与えいただきました。感謝申し上げます。最近は本当に寒暖の差が厳しく不安定な気象状況が続いております。どうぞ皆さん、健康には自己管理のもと、御自愛いただきたいと思います。

それでは、今回久々に1番くじをいただき、こうして登壇させていただいております。国政におきましては、皆さん御存じのとおり、通常国会が1月22日に召集され、そして、150

日間にわたる6月21日、最終日とされております。ただいま集中審議がなされているのも、皆さん、テレビ報道等で十分に御理解のことかと思うわけでございます。

今国会において安倍総理は、働き方改革関連法案の成立に加え、悲願である憲法改正の国会発議を進め、そして、3選を目指す秋の総裁選挙に焦点を絞られているようでございますが、法案反対の野党の連日の攻めに大変な苦戦をしている様子が日々のテレビ報道によってしっかりと国民の皆さん方に知らせがなされているわけでございます。森友学園や加計学園をめぐるそのような問題で、野党結集の追及をかわすのに必死の状況が国民の目にも明らかに見えるわけでございますけれども、さて、今回質問通告いたしておりますのは、教育現況と戦後教育の問題点についてであります。

通告に記載のとおり、私は、皆さん方御存じのとおり、教育者でもなく、現行教育に、そしてまた特段の異議を唱えるものでもございませぬ。まずもってここで申し上げておきたいと思ひます。議場の皆さんにはいましばらく御辛抱をいただき、そして清聴願ひたいと存じます。

我が国日本は、さきの大東亜戦争で敗戦国となり、進駐軍による占領期、連合軍司令部GHQの手によってつくられた教育基本法のもと、戦後教育基本法の長年にわたる影響によって、そして、近年の若者の急激な学力の低下は常態化し、今や中国や韓国に追いつき、追い越されていると言っても決してこれは過言ではないかと思うわけでございます。戦後教育をいま一度、根本的眞剣に直視し、そして、その多くを反省しなければならないわけでございます。

幾度も聞きなれた言葉かとは思ひますが、我が国は大東亜戦争に敗れ、国家が芯を失ひ、そして、言論の自由もなく、連合軍の占領下に置かれ、GHQの占領政策によって、日本国民は文化、そして伝統、誇りまで奪われ、占領期という異常事態の中、米国を中心とした戦勝国によるさまざまな背景、思惑のもとにつくられたのが戦後教育の基本理念とされてきた屈辱的教育基本法であります。本来、日本民族固有の文化に基づいた教育であらなければならないのが根本的に改造され、そして、戦後70年余りを経過した今日に至っているわけでもございます。その影響を残すことは恐るべき事態と思ひなければなりません。

昭和20年、我が国は大東亜戦争に敗れ、無条件降伏に応じたわけであります。昭和20年8月30日には、連合軍最高司令官マッカーサー元帥の日本上陸、日本軍の武装解除に始まり、そして10月以降には、日本管理政策は着々と進められてきたわけでございます。同時に教育

管理政策は、GHQの監視のもと徹底的に改造されたことは皆さん言うまでもないことと
ございます。軍国主義や極端な国家主義者、そのようなものを初め、占領政策に反対する批判
分子を教育界から徹底的排除、そして追放し、一方では自由主義や反軍的分子を教育界へ送
り込み、GHQによる一方的な基本方針の推進がなされてきたわけでもあります。

該当する教職員の徹底的追放が始まり、国家神道、神社神道に対する政府の教育行事、保
全、支援が全て禁止され、GHQはさらに服従心を要請するものとして修身を否定し、日本
歴史及び地理を停止させたのであります。このことは皆さん方御存じのように言うまでもな
いこととございますけれども、教育界を占領政策の賛同者、協力者で固め、そして、本格的
改革の下地を早期完成させたわけでもございます。戦後教育の原点を個人として、個人の価
値観と尊厳を認識し、個人の持つ力を最大限に引き伸ばすことが基本であることを強調する
ことによって正当化がなされたわけでもございます。我が国の征服者となった連合国司令部
マッカーサー元帥率いるGHQは、日本民族の文化、歴史、そして愛国心さえも奪おうとし
たのも、これは皆さん、事実であります。

マッカーサー元帥が本国より呼び寄せた米国教育使節団が個人の価値観を高らかにうた
った報告書こそ戦後教育の指導理念に祭り上げられたのも、有識者皆さんの多くが周知のと
おりであります。戦後教育のその指導理念こそが教育基本法であるということは言うまでも
ありません。占領期の経過を振り返り、そして見れば、戦後教育の基本路線が占領軍の一貫
した圧力の中で、当時の日本人の思想を踏みにじり、つくり上げられたことは明らかであ
ります。

我が国は、幾度とない戦争を繰り返し、初めて味わった敗北は国民を奈落の底に追い込み、
かかわった全ての者が責任逃れをした結果、戦後教育では何が正しく、何が正しくないの
かを教えない、語らない、ちまたでは多くの自己中心による詭弁が横行するようになった
わけでもあります。

既に戦後70年余りを経過した今に至っても、皆さんが目を見開き、見ればおわかりのよ
うに、無責任社会の世の中に育った子供たちが、者たちが、日本社会における政財界の中
枢にいるのは誰の目にも明らかに見えるわけとございます。日本国民として生を受け、そ
して安保闘争等に明け暮れ、反日運動を叫んだ反日世代と無責任世代、そのような世代を
生み出したのも歴史の流れが語る事実では皆さんありませんか。日本国民が好もうと好ま
ざると、時代は流れ、そして元文科省官僚、寺脇研審議官のゆとり教育の功罪は二分され
るのは

当然であり、ゆとり教育の背景について、文科省が出した学制百二十年史によれば、1980年代から全面実施された学習指導要領の改訂では、大幅な学習量の精選と切り切った授業時間の削減が行われたが、この改訂から学力低下を危惧する声が全国的に出始め、そのゆとり教育に対し、不安や不信を抱き、危機感を持ったことから、学習塾への入塾が増加。そして家庭では、教育費を稼ぐため夫婦共稼ぎ時代に拍車がかかったのも皆さん事実であります。結果、親子の会話は減少し、家庭や学級崩壊を初め、多くの犯罪にかかわる青少年の増加につながったと言っても決して過言ではございません。また、戦後の愛国心否定思想教育によって生み育てられた現行教職員が教育現場に立っているのも事実であります。戦前、戦中、戦後にわたる学校教育のあり方こそが時代と歴史を物語る真実であります。

明治天皇の「朕惟ふに我が皇祖皇宗国を肇むること」に始まります教育勅語を読めば読むほど、語れば語るほど、深い教えであり、これぞ日本民族の道德教育の基本として掲げられたものであります。教育勅語をまともに読めるはずありませんが、わかりやすく現代風に解釈をさせていただきますと、天皇である私が考えてみると、私の先祖がこの日本という国を始めたのは、天地ができた時、その当時と一緒にいる、はるかに遠い昔のことである。それは、これから幾千万年の後の時代でも変わることはないことと定まっているのである。そのことは全ての臣民、これは天皇の家来でありますけれども、臣民が幸福に暮らせるようにとの深い慈悲の心を示しているが、そのことははかり知れないほど深いものである。そして、臣民は天皇のためによく忠義を尽くしており、また、両親に対しても孝行を行っている。

全ての民は、皆心を一つにして、その美しいならわしが代々受け継がれてきたのが、それはちょうど桜の花が見事咲きにおっているようなものである。このようなことは世界中のどこにもなく、我が国日本という国柄の最もすぐれたところである。そして、それはそのまま我が国の教育の基本となっているのである。

おまえたち全ての臣民よ、これは天皇が国民に対して呼びかけてあるわけでありましてけれども、皆、父母に細やかに孝行を行い、兄弟姉妹は仲よく愛し合い、夫は妻を愛し、妻は夫を尊敬して、いつまでも仲むつまじく助け合って暮らさなければならない。友達は互いに信じ合って交際し、自分には厳しく気を引き締めて、決して欲望に流されることがないようにしなければならない。また、他人に対しては、親しい者も親しくない者もまことの心で親切を尽くすようにしなければならない。また、大いに学問をし、いろんな仕事を習い、そして知識をふやし、才能を磨いて上達するように人格を養って立派な人物にならなければならない。

い。そしてさらに、自分が進んで国家社会のため、公共の利益のために努め、世のため人のためになることをすることが大切である。そして、皇室典範や大日本帝国憲法をかたく守り、その他の法律や命令に違反しないように注意をしなければならない。もし万が一、戦争でも起こった場合には、皆勇んで皇国、これは天皇国家のことでありませけれども——のために、一身をささげて大いに尽くすように心がけねばならない。そして、いつまでも天地とともに無限の皇位が栄えることを助け奉るべきである。

さて、この立派な皇国の道は、実に我が皇室の先祖たちが実際に実行し残してきたものであるから、その子孫である代々の天皇や皇族も、また一般臣民も、ともに必ず従い守らなければならないことである。このことは昔から今まで何ら変わることなく、我が国ではもちろん、外国のどこの国に当てはめても真に正しい本当の道である。そこで、天皇である私は、おまえたち全ての臣民とともに、これをよく心にとめて守り、その徳を共有することができるよう切に望んでいるのである。

以上が明治23年に公布されました教育勅語の現代解釈とされているわけでもございます。この教育勅語を批判する者も多く存在することも決して否定できないことではございます。当時の現状を察し、国家の永久安泰を願い反映されたものであります。

戦後の時代とともに解釈に変化が見られているのも、これも当然であります。民主主義国家である我が国の現代教育において、人は生きていく上で最低限何を知っておかなくてはならないのか、何が必要であるのか、何を身につけておかなくてはならないのか、民主主義国家に生まれ、生きることを前提的条件として考えなくてはなりません。それこそが現代教育の基本原点のはずであります。

初めに述べましたとおり、私は教育者ではありませんので、机上学を議論するつもりは全くございません。

学校では生きていく上で必要な事柄を学ぶからこそ意義があると考えております。社会人としてどのようにして人と接し、つき合わなければならないのか。対人形成や人を好きになるとはどのようなことであるのか。結婚とはどういうものであるのか。また、子供を産み育てるためにはどのような準備が必要であるのか。謙讓語とはどういうときに使用するのか。いろんな挙げれば切りがないほど学校では教えないことが山積をいたしていることは皆さんが一番御存じのとおりのことかと思うわけでありませ。

多くの子供たちは、厳しい民主主義競争社会で生きていくために本当に必要な知識能力や

技術を取得せず、不必要な知識や技術を詰め込まれ、現代社会の荒海の中に旅立たせることになるわけでもあるわけであります。

これは私の勝手な解釈であります、これからの国際社会において、勝ち抜く競争の武器は、私は教育であろうかと思っております。

子供は国の宝であり、そして、教育は将来の国家に欠かせない財産となるはずであります。

市の職員は市民の貴重な財産でありますように、行政にとっても、企業にとっても、人材の発掘と育成は大きな戦力であり、欠かすことのできない大切な資産と思われれます。そして、一人が持っている能力をさらに伸ばすことこそが戦後教育の基本ではありませんか。

近年の青少年は辛抱力に乏しく、自分勝手に自己主張をする者が年を追って増加、そして、社会人となり、上司の正当な注意に対し、すぐ傷ついてしまうほど、実に弱くなってきていると言われております。親の過保護が学習能力の低下につながっているとも言われておるわけでございます。

おわかりのように、近年、叱る教師が減少し、そして、褒める教師が増加しているようですが、果たして褒めて伸びる子がどれほどいるのでしょうか。戦中、戦後の物のない時代から、物があふれ、そして物余りの時代を過ごしてきた私どもは、学校教育の変化を感じずにはいられないのであります。ゆとり教育より甘え教育への変貌は、我々にとっては耐えがたい苦痛さえ感じてまいりました。戦後教育に育った子供たちに欠損しているのは、精神力や継続的努力、そして、我慢と辛抱力等であり、現代の子供たちに限らず、今の時代がそうさせているのかもしれないわけであります。働かない、そして努力をしない、辛抱ができない、泣き言を言う、本当にそういう大人が、ずるい大人が、責任がとれない親たちが余りにも多く、近年の環境は耳を塞ぎ、目を覆うほどの状況下にあると言っても、これもまた過言ではございません。子は親の後ろ姿を見て育つと言われますけれども、まさにそのとおりであります。

私は大川市の教育委員会を幾度か傍聴させていただきました。私は学者ではありませんので、ここの論評は控えさせていただきますけれども、現場を預かる教師は本当に大変だろう。私は義務教育期において、いつもやんちゃで過ごしてまいりましたので、当然、大変厳しい、数え切れないほどの体罰もしっかりと受けて育ってまいりました。この場で多くを語ることはできませんけれども、教育をする側と受ける側、学校と家庭、そして保護者、学校教育施設内における明確な指導や管理責任の線引きは果たしてどこにあるのか、いまだ不明瞭な

点が多過ぎるように思えてならないわけであります。

あやふやな解釈の中、手探り、そして気遣いで子供たちに接しなければならない状況を察すれば、私には到底できない職業だと自覚いたしております。

内容は明かせませんが、私も幾度か相談を受けたことはございます。学校現場での問題案件の解決はまことに難しい。そして、気安く受けた相談の結果が、全責任を押しつけられ、知らぬ間に私一人だけが悪人にされた経験もあるわけでございます。深くは言いませんが、仕事とはいえ、教職員とは、一言で言えば、かわいそうだなと思っております。私は、かかわり始めれば徹底的にやる性格、性分でありますので、できれば中途半端なかかわりはしたくないのが本音でございます。

いずれにせよ、時代に合った要件整備を図り、最良な環境の中で、国の宝、将来の日本を担う、そのようなことのできる責任感の強い、いかなる時代にも耐え得る子供たちを育成しなければなりません。

私の言論が何の価値にもならないことは十分にわかっての意見でありますので、心得ての御回答をいただければと思うわけでございます。

教育長も御存じかと思えますけれども、私は、私のこの質問の趣旨につきましては、これは執行部とも詳細な打ち合わせ、一切いたしておりません。そのような中、教育の現況と戦後教育のあり方につきましてはお尋ねをしたいと思えます。どうぞ思いのほか想像を超えるような御回答をいただくように、よろしく願いをいたしておきたいと思えます。

戦後教育につきましては、日本教職員組合指導への多くの批判、抗議、指摘がなされてきたことは今さら言うまでもありません。不信や批判については、その都度、時世に応じた処理がなされ、事案の多くは改革、改善が続けられてまいりました。

私も御存じのように平成3年より大川市におきまして議会政治に参画させていただき、そして学校教育につきましては、他市、他県にわたる多くの議員諸氏、また政治にかかわる方々の質疑等も直視いたしてまいりました。

昨年のもことに痛ましい事故を除けば、何ら変わりのない安定した大川市の教育行政に安堵をいたしているところでもございます。しかし、気を抜けば、予期せぬ事故、思わぬ事態を迎えることもあり得ます。備えあれば憂いなし、政治と行政が互いに緊張感を持ち接することも大事であります。どうぞ教育行政全般により、まずは現行教育と戦後教育の、今の残る問題点等々についてお伺いをして、そして、教育長のお話の後に、必要に応じたお話を私

のほうからもさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、皆さん方、本当に御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。3月議会初日に大川市教育長の選任をいただきまして、早速の一般質問、まことにありがとうございます。

それでは、永島議員の御質問にお答えをいたします。

昭和21年3月、ストダード博士を団長とする米国教育界代表27名から成る米国教育使節団が我が国に1か月間滞在し、その間、我が国の教育関係者とともに協議を行い、戦後教育の勧告事項を提出いたしました。

また、昭和25年9月、再びギヴンスを団長とする5名の米国教育関係者が第2次使節団として訪日し、前回の使節団が勧告した事項の進捗状況と成果について勧告をいたしました。

この2度の使節団訪日の目的は、戦前の帝国主義及び国家主義的神道を学校から根絶することを含め、日本人がみずからその文化の中に、健全な教育制度再建に必要な諸条件を樹立するための援助を行うことでありました。この勧告事項の中には、議員御指摘のような点があったことは事実であります。

具体的には、教授法と教師養成教育の中で、個人の価値と民主的公民としての権利と責任についてうたわれておりますが、しかしながら、後に制定された教育基本法の目的の中には、個人の価値について表記されたものの、主体的な社会の形成に参画するなどの態度についてはうたわれていないことがわかります。

また、教師による自由なカリキュラムの作成を促進したために、各学校において学習指導要領から逸脱するような授業が行われ、教育水準の維持ができなかったこともありました。

平成2年、最高裁判所において、学習指導要領の法的拘束性について判決が下されましたが、その間、学校現場においては、国歌、国旗のあり方も含め、管理職と教職員との信頼関係が損なわれました。

その他、教育委員会制度のあり方、家庭教育の位置づけなど、長年にわたり教育の振興に支障を来したことも事実であります。

しかしながら、現在、そのような課題を解決するために、平成18年、教育基本法が改正さ

れまして、前文に個人の価値と公共の精神が並列して表記されたり、伝統と文化や、我が国や郷土を愛する態度、家庭教育のあり方などが追加されております。

また、学習指導要領の法的拘束性が明確化されたことで、教育水準の維持や教育の機会均等が図られているところであります。

いずれにしましても、戦後教育の歴史と教育の現況を鑑み、今後、大川市教育大綱及び木の香プランの達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席より答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

御答弁ありがとうございます。戦後の現在の教育基本法に至るまでの大筋のお話を教育長のほうからいただきました。

私も前語りの、随分長い前語りとして、占領軍等々、GHQのマッカーサー元帥等々のことまでお話をさせていただきましたけれども、私思いますのに、これは皆さん方、聞きなれた言葉かと思えますけれども、戦前、戦後、現在に至っても、非常にこの日本人の評価する、その評価というのは大変喜ばしいものがあるわけでありまして。本当に日本に行ってよかったです、日本人というのは本当に礼儀正しい、そして、治安が本当にいいというような、そういう規律正しい日常生活を過ごすのが日本人だというような、そういうことを皆さん方も日ごろから耳にされていることかと思えますけれども、私が壇上で申し上げましたとおり、今の学校については、本当に先生方の仕事というのも結構多いだろうというのは、私にはたから見てそういうふうを感じるものがあります。

そして現在、我々が戦後の教育を受けた当時と、先ほど教育長が言われましたいろんな地方等々、教育委員会等々の、そういうものによって教育の内容、指導のあり方等が以前は随分と違ったわけでありまして、そしてまた、今現在、力も随分と弱くなってまいりましたけれども、日本教職員組合、いわゆる日教組ですね、こういう指導のもとにいろんなことが制約されたものも随分とあったようでございます。そして、私がまた壇上で申し上げましたとおり、そういう一つ一つのものについては、その時節時節で、その時代に合った、いわゆる改正、改革がなされてきて現在に至っていることかと思うわけでありまして。

私が一番強調したいのは、子供たちが親元から、また、ふるさとから旅立って、今現在は

東京一極集中、この九州では福岡県一極集中というようなことで、随分と過疎化が進む地方はあるわけでありまして、子供たちがいろんな成功するものもあります。また失敗して、要するにUターンしてくる子供もありますけれども、今は本当に教育の内容として、学校でどのようなことを教えられているのか、壇上で申し上げましたとおり、子供が一人巣立っていく中に、何を覚えておかなければ社会人として自立していけないのか、最小限これだけはわかっておかなければ、波に流されてしまう、敗北者となってしまう、泣き泣きUターンでふるさとに戻る、戻ってこられる人はいいいけれども、都会ではいろんな方々がいろんな生活をされております。そういうものもありまして、私は、教育長が教壇に立っておられたわけでありまして、誠に子供がこれだけは知っておかなくてはならない、社会人として生きていくためには知っておかなくてはならない、幾つかあるかと思っております。どのようにお考えであるのか、教育長のお考えで結構でございますので、お教え願えればと思うわけでありまして。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

御質問の趣旨についてでございますが、戦後教育のあり方も含めて私が思うに、今現在、学習指導要領というものにのっとって言わせていただければ、子供たちに必要なことは生きる力の育成、生き抜く力の育成というふうに言われておりまして、私もそれは同感でございます。具体的には、いわゆる学力であったり、豊かな心、そして3つ目には体力といったようなことを特に言っているわけでございます。

その中で私が一番大切なことは、確かに学力、体力、いろいろありましようけれども、やはり人が人として生きていく中では、一人では生きていけないんだというような、その思いやる気持ち、豊かな心、人間と人間が分かち合うような、そんな心を持った子供たちの育成が必要ではないかなというふうに思っております。いわゆる子供たちの人間性を育むことが一番ではないかと。そういった意味で、道徳教育も随分進化していつているのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

ありがとうございます。私、ちょっと目にした記事がありましたから言わせていただきますと、これは要するに、見る角度、聞く角度によって違うかと思えますけれども、今の学校義務教育というのは、いわゆる進学のために、教科書に織り込んである、その内容をしっかりとのみ込んで、そして試験を受ける、いわゆる進学、さらには要するに就職の試験を受けるときにそれを吐き出すというような、現行教育については、のみ込んで吐き出すというのを要するにやってあるんだと。それが基本になっているのかなというようなことを書いてある記事がございました。

そういう件について、私は、その中にも大学というのは、要するに、義務教育を外れて後々にそういう進学をなされる、大学というのは、これは考える、これはもう当然として執行部の皆さん方は大学を卒業してあるわけでありましてけれども、経験してありますけれども、考える人間をつくるどころだと。考える人間を大学生になって、もうあなたはきょうから大学生ですよと、だから考えなさいと。考えるというのは、長年の間に幼いころからそういう環境において、今先ほど教育長が言われるように、生きる力、生きる力の前に、そういうものを日々の、いわゆる家庭であってみたい、これは義務教育期間の中であってみたい、その中において、要するにその考える力、思考力というのをやっぱり教えていないんじゃないかなという思いはします。大学生になったから急に考えなさいと。これはまた、今の大変忙しい、要するに休み時間も十分にとれない、そういう教師の方々の中に、そこまでのことは果たしてやれないだろうと。これは、そういうことをおっしゃる方も十分にわかっているわけですね。しかし、そういうところというのは、結局これは大学というのもそういうものとは否定できないわけでありまして、やっぱりそういう部分、要するに生きる力、将来的に私は学問については、いわゆる教育者ではありませんからわかりませんが、私もこうして議会の中に日々活動させていただいておりますけれども、私は政治の師はいません。誰についても勉強をいたしておりません。生きる力は、やっぱり自分で学んできましたし、そして、皆さん方にいいこと、悪いこと、厳しいこと、優しいことも受けながら、やっぱり自分に身につけてきたというふうに思うわけでありまして。だから、その辺の大きな違い、これは今、我々の世代というのはみんなそうだろうというふうに思います。いつの時代からそういうふうなことに変わったのかなというふうに思うわけでありましてけれども、正直言って、まだ御存命でございますけれども、昔は、それは体罰ひどかったですよ。それはひどかった

です。控室にありますけれども、シロ（白竹）みたいな小さい中身が詰まった竹みたいなのがありますけれども、教育長も御存じかと思えますけれども、あの指し棒というのは、あれが多かったんですよ。あれで私は素手でなくたたかれた。血が出ましたよ。しかし、やっぱりしっかりと昔の先生はフォローをしてありました。私は薬をつけていただいて、学校の前がすぐ、要するにお店でありましたから、パンとあめを買ってもらいましたよ。そういうこともありました。そしてもう日々、私はやんちゃをやっておりましたから、すぐ呼び出されて、たたかれたり、いろいろなことがありましたけれども、やっぱりそういう先生方を、今でもおつき合いしている先生もありませんけれども、やっぱり懐かしいんですね。いろんなことを経験して、世の中というのに生きる力、私がどういう形で評価されるか、これは評価されるものはないと思えますけれども、しかし、現在私もこうして68歳、まだまだ元気でこうして生かしていただいておりますし、それなりに活動と信用だけはいただいております。人それぞれでありますけれども、弱々しい教育が少しあるんじゃないだろうかというふうに思います。

今回、来年度予算の中においては、語学について講師を採用していただくということでございますから、できるだけそういう役割分担をしながら、強い子供を育てる、この厳しい世の中に、壇上でも申し上げましたとおり、これは言うならば、国際的にも、そういう外交の中にも、やっぱり今後の武器となるものは、私は教育であろうというふうに思います。

今、北朝鮮でいろんなことがあっておりますけれども、そういう第3次の戦争というのは多分にしてないだろうと。今から戦うには、やっぱり学力です。私は学問については深くわかりませんが、しかし、強い人間をつくっていく、弱音を吐かない、泣き言を言わない、しっかりと辛抱をやっていく、自分の目指す目標、目的をしっかりと見逃さないように、やっぱり生きていけるだけの、私はそういう精神力を兼ね備えた教育こそ、この将来の日本を背負って立つ、そういう教育であろうというふうに思っております。

ですから、いろんな型にはまった御意見等は別として、そのような観点から、今現在の教育、戦後教育、現在に至るまでの、その変化等について、厳しい世界の中で教育長も教育を受けてこられたと思えます。そういう自分の経験を踏まえて、今後どのようにこの大川市の子供たちを育てさせて、そして、できるだけ郷土愛を持って、難のときには大川に即駆けつけてくれるような、そういう郷土愛、言うならば、国を愛する、そういう自国の愛を持ってやれるような、そういう子供たちを育てるにはどういう思いがあるのか。私の質問は非常に

わかりにくいかと思いますが、その観点から教育長の御意見等をいただきたいと思
います。

そしてまた、以前、自分の部下であったかもしれない、同僚であったかもしれない、そ
う
いう方々がどういう思いを持って日々の教育に当たっておられるのか。学問については結構
でございます。ですから、その辺のところをよろしく御回答いただければと思います。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

まず、考えるという部分での私自身の考え方ですね。今、新しい学習指導要領、来年から
ある程度移行していくんですが、1つは、主体的に学ぶという部分が出てきまして、今まで
の知識、技能が1つですね。2つ目に、議員がおっしゃるように考える、思考力、判断力、
そして表現力と。さらには、3つ目には、主体的に学びに向かう力と。いわゆる学習意欲、
この3点を市の評価の観点として考えておるようでございますが、その中で2つ目の、いわ
ゆる思考力、判断力、表現力ですね。これについては非常に重要視をしております。したが
いまして、この部分を今度はペーパーで学力テストに表現しなきゃならないということで、
今、全国学力実態調査でも、その考えさせようという問題になってきている。したがって、
大学入試も考えて書く問題、正解がいっぱいあるような問題に変わりつつあると。そのよう
な中で、英語も2技能から4技能にふえていっているということで、随分変わってきており
ます。

実際、きのう、福岡県の公立高校の入試がございました。見させてもらったんですが、今
までの中学校の授業では到底対応できない、物すごく考えさせられるようなテストでござい
まして教職員も驚いた次第でございます。これに対応するために、日ごろの授業も改善して
いかないことにはいけないのではないかという反省をしているところでございます。

次に、子供たちが大川に戻ってくるようなということで、ふるさと学習というものを今、
二、三年前から木の香プランの中でも提唱し、やっているわけですが、課題も確かにござい
ます。それは何かといたら、大川出身の教職員が昔はたくさんいらっしゃいました。とこ
ろが、今、中学校で1割程度、小学校で2割程度の大川在住の先生がいらっしゃらない。よ
その方が来て大川の歴史が語られようかということになるろうかと思ます。ですので、でき
る限り新規採用教員は大川出身の方を採るように、三、四年前からやっています。それが1

つです。

それと、若い大川出身の方でも大川のよさを知らない方がたくさんいらっしゃるので、ふるさと学習、特に教育研究所のほうでそのような教材を活用したり、あるいはせんだって大川市産業史というものが編さんされておりますが、たしか3月28日に発刊予定になっております。その中でも十二、三名の教職員に入ってもらって編さんをしていただいたという、勉強してもらったということがございます。そういった意味で、研修も少しずつですがやらせているということがございます。

3つ目に、教職員についてのお尋ねですが、確かに議員がおっしゃるように大変な時代です。実は、本年度の小学校の採用試験、とうとう2倍を切ってしまいました。ということは、受ければ大体合格するというようなレベルまで落ち込んでしまったと。その要因は幾つか挙げられておりますが、1つは、学校の先生は大変やんねということがございます。それとあとは、地方から都会のほうに一極集中しているというのもあるんでしょうけれども、いろんな意味で学校の先生方は大変だなというのは、そういうところからあらわれているのではないかなと。そういった意味で、教職員を助けるという意味でも、例えば今回上程しております教育予算、これも市長おっしゃるように未来予算でございまして、子供たちのために、ひいては教職員に余裕を持ってもらうための予算ではなかろうかというふうに思っております。

ただ、体罰等に関しましては学校教育法で禁止されておりますので、これについては私ども、個人的でもございますが、オーケーということにはなりませんので。ただ、一人の教員がいろんなバリエーションを持っておかなければならないということなんです。強さはやっぱり厳しさだと思います、厳しさは優しさだと思います、優しさは正直さ、このようなものを教職員が持つことによって、すばらしい教育ができ、そして子供たちにも反映できるのではないかなというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

答弁ありがとうございます。今回、大川市の職員の中から2名の方が東京のほうに出向されて、新たな学びをもって、そして大川市のために着任されるというようなことになっておりますけれども、本当に大川市の今の、これは話は少し余談になりますけれども、大川市の

産業ですね、これは皆さん方がどういうふうに捉えてあるのかわかりませんが、産業としては大変厳しいところにあるだろうというふうに思います。

そしてまた、私が今回申し上げておりますのも、人口の減少、出生率の低下というのは、ある部分では、これは国の、言うならば国策の失敗であろうかというふうに思います。これは国難なんですね。私が個人的に言わせていただくと、これはもう当然として財政を必要とすることでありますから、前市長の鳩山市長のとくに、養育費の、幼児教育の負担を7割負担というような、そういう大々的に政策を掲げていただきました。そういう中において、私はこういう国難、いわゆる政治がやらなければならないものは、私は本来、財政が許せば、これは国が子供を育てる、私が壇上で言いましたとおりに、こういう国難における人口はどんどん減少していきます。国民の負担というのは、将来の子供たちの負担というのはどんどんふえてきます。だから、私は強い人間、耐え得る人間を育てなければならないというところはそういうところにもあるわけでありますけれども、ただただ強い人間だけを育ててみてもどうしようもならない。本来であるならば、財政の中でも国が子供を育てる、いわゆる教育費の負担は全て、これは要するに国民に負担を与えない。教育施設等についても、そういうものをどんどん国が力を入れてやる。そういう時代がやってくればなというふうに思いますけれども、これは不可能でありますから、そういうことはできないという前提において、果たしてどういようなことをやらなければならないのか。学力、これは必要です。しかし、やっぱりそういうゆとり教育の原点、言うならば賢い人間、学問ができる人間ばかりが優秀ではないと。もっともっと見出せるものが、個人個人で持ち味を生かしたそういう教育も必要だと。詰め込み教育はいけないということで、ああいうゆとり教育がやられたわけでありますから、その結果として学力が低下したのは事実であります。

今、一生懸命、教育長言われるように、大川市の子供たちというのは随分と学力は上昇してきました。しかし、やっぱり教育勅語にもありますように、我が国の、この戦後日本をいち早く戦後復興させたのは、教育勅語を受けた、そういう方々が戦後の復興を進め早めたんですよ。それが時代とともに新しい、いわゆる占領軍から押しつけられた、これは私の言い方については反論する方もあるかと思いますが、そういう状況の中に少しずつ日本の教育というのは変わってきました。そして、今現在に至っては、そういういろんなことを申し上げるまでもなく、それぞれが、言うならば日本のことを、将来を考え、次世代、後世のことを考えながら改革、改善をなされてきた、そういう結果はいい結果が見えてきました。しか

し、根本的になるのは、侍が刀を差して物を言わせない、そういう時代から、少しずつ西洋の文化というのを取り入れながら、そして、外国と対等に渡り合える、そういう西洋の学問も取り入れながら、そして、明治天皇が掲げてこられたのは、教育勅語をつくった大きな目的というのは、日本の過去の偉人たち、先人たちの功績だとか、いわゆるそれに限らず、海外の偉人たちの生きてきた生き方、考え方、結果、これをしっかりと教えてこられたわけがあります。ただただ私が壇上で解釈したお話をしましたけれども、私は歴史というのはそういうものであろうというふうに思います。

尖閣諸島の問題もあります。それから、これは竹島の問題もあります。北方領土の話もあります。いろんな形で、例えば時代とともに、やっぱり弱くなってしまった日本が招いた結果なんです。と私は解釈をしております。これを語ると長くなりますから話しませんけれども、やっぱり日本民族の歴史というのがありますし、今の現代の教育の中には根底的に、これは要するにGHQによって全てが否定されましたけれども、やっぱりこの教育勅語というのは、これは語れば語るほど、思えば思うほど、しっかりと一言一句を見ていくと。やっぱり人間の生き方として、親に孝をと。当然として国を愛する、国家を守る、やっぱり国防というのは、これは昔からあるんです。いつの時代か、いろんな戦があって、国は幾つにも分かれたときもありますけれども、しかし、これも歴史なんです。歴史は、その時代時代、人間の生き方、生活のありようというのを語っております。そして今があるわけですから、私はどうぞ、そういう人の生き方については、さらに趣向を凝らしていただいて、時折、教育の中にも織り込んでいただきたいなど。そういう強い日本、強い次世代の日本を担う子供たちを世に出すためには、これも必要であろうと、私はそういうふうに思います。やっぱり最小限の生きるためにはどういったことが必要なのか。日本で生きるだけではなく、世界に向かって今後やっていかななくてはならない。

私もやがて70歳です。目の前にいたしております。私のこうしてお話しする期間もそう長いことはないでしょう。いろんなことを申し上げながら私も街頭に立たせていただいております。今議会終わりましたも、また大きな目でいろんなことを皆さん方に語り続けていきたいと思っております。

どうぞ教育長、健康にしっかり気をつけていただいて、将来の日本を支える子供たちをしっかりと育てていってください。期待をいたしております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

引き続き続行いたします。

次に、8番福永寛君。

○8番（福永 寛君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号8番の福永寛です。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さきにもありましたように、倉重市長は平成28年10月23日の市長選挙に立候補され、「We Love 大川」をキャッチフレーズのもとに、7つの公約を掲げておられます。

7つありますので、番号で言っていきますが、1つは、子供を産み、育てやすいまちづくり、2、高齢になっても住みやすいまちづくり、3、インテリアの産業活性化、4、若者が集うまちづくり、5、農業・漁業に一段の活力を、6、災害に強いまちづくり、7、ふるさと納税の倍増をと掲げられ、多くの市民の皆様から力強い推薦と御支持を受けられ、第10代倉重市長が誕生いたしました。また、不況が長引く経済情勢の中、さまざまな大きな課題が山積みしている中で、市長就任されて以来、1年半が経過しようとしておりますが、市民の皆様から寄せられた期待に応え、初心を忘れることなく諸課題に取り組み、市民の皆様が未来に希望の持てる大川をと実感できるよう、さらに努力を重ねてまいるとのことですので、大川市民のため、また、市政発展のため、なお一層の御尽力をお願い申し上げます。

さて、今回の質問は、通告しておりますとおり、大川市子育て支援についてお伺いいたします。この問題については、幾度となく皆様から質問をされておりますが、私なりに質問をしたいと思っております。

大川市子育て支援について、さまざまな支援を行ってありますが、特に保育料の7割軽減をしてありますが、その中、目をみはるものがあります。現状の成果をお願いいたします。

次に、大川市子育て支援総合施設整備計画とはどんな目的を持って計画されているのか、その内容についてお伺いいたします。

以上、2つの案件につきまして質問をしましたが、以上で壇上からの質問を終わります。あとは質問席にてお伺いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

おはようございます。福永議員の御質問にお答えいたします。

初めに保育料の70%軽減についてであります。この施策を実施するまでは、本市より保育料が安いという理由で近隣市町への子育て世帯の流出が見受けられ、人口減少の一因となっている状況でありました。そこで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て世帯の流出を減少させることを目的に、平成27年度から保育料を国の基準額よりおおむね70%軽減する施策を実施しています。

その効果といたしましては、出生数の増加や、とりわけゼロ歳から5歳児の転入者が転出者を上回る社会増加が見受けられ、ゼロ歳から5歳児の人口を比較すると、今まで減少していたところが増加に転じているところであります。このようなことから、人口減少に歯どめをかける施策の一つとして効果を上げていると考えております。

次に、大川市子育て支援総合施設整備計画について、どのような目的を持った計画であるのかという御質問にお答えいたします。

子育て支援に関するニーズが多様化している中、地域を挙げて社会全体で子育てを支援する新しい仕組みを構築することが、これからの課題となっております。

現在、母子保健事業は、保健センターを拠点に、母子健康手帳の交付に始まり、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などの事業を行っております。

また、子育て支援事業は、子育て支援センターを拠点に、保護者の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て関連情報の提供、子育て講演会の実施、子育てサークル育成・支援などの事業を行っております。

さらに、乳児家庭全戸訪問や要保護児童対策、いわゆる児童虐待対応については、子ども未来課がその任に当たっております。

平成28年10月からは、ファミリー・サポート・センターを大川市社会福祉協議会内にスタートさせ、子供の一時預かりによる子育て支援を行っております。

これまで、母子保健と子育て支援のそれぞれの部署や担当スタッフが個別の役割を果たしながら、同時に日常的に綿密な連携を図り、子供や保護者への支援を行ってまいりました。しかしながら、保健センターや子育て支援センター、子ども未来課、ファミリー・サポート・センターなどは、それぞれ別の場所にあり物理的に距離があることから、スタッフ間の情報のタイムラグが発生したり、急用時の対応に苦慮したりすることもありました。また、子育て世代の市民の視点に立てば、相談窓口や関連事業の実施場所が分散していることによ

り、保護者がどの機関や施設を利用していいのか戸惑うこともあり、さらには必要な情報が必要な保護者に届いていなかったことも考えられます。

このような諸課題を解消するため、10人の委員から成る大川市子育て支援総合施設整備計画策定委員会において、必要な機能や施設の規模、施設建設の場所について協議され、子育て支援総合施設を大川中央公園の一角に整備するという提案をいただき、これをベースに市の子育て支援総合施設整備計画といたしました。

この子育て支援総合施設整備計画は、市内随所に分散している母子保健と子育て支援のそれぞれの機能や事業を統合し、相互連携をより一層深め、市民一人ひとりに寄り添った支援とサービスを提供する施設を整備することを目的としたものであり、子供を産み育てやすい大川のまちづくりに資するものであると考えます。

以上、答弁漏れ等がございましたら、自席よりお答えをいたします。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

ありがとうございました。それでは、まず、子育て支援については、いろんな方の効果があったということでお聞きしました。この事業は鳩山前市長のときからの引き継ぎだと思えますが、後でも申しますが、本当になかなか苦慮してあるなという思いも少しは持っております。

それでは、まず、大川市は過去最大の17,070,000千円の当初予算を出しておられます。その中でも、保育料の軽減措置にも引き続き201,940千円程度の予算を計上されています。子育て支援の実態の効果はどのように思っているのかお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（川野栄美子君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

子育て支援における保育料の70%軽減の効果ということでございますけれども、その効果といたしましては、市長が壇上で申し上げましたけれども、長く減少傾向にありましたゼロ歳から5歳児、いわゆる就学前児童の人口が、わずかではあります人口増に転じたことが上げられるのではないかと考えております。

具体的な数字を上げますと、過去五、六年の推移でいきますと、平成24年の末でゼロ歳から5歳児の子供の人口が1,473人、前年との比較では30人の減少となっております。25年末では1,400人、前年比で73人の減、26年末は1,325人で前年比75人の減、保育料軽減を始めました平成27年末は1,324人で1人の減、平成28年末は1,348人で24人の増加、平成29年末は1,372人で24人の増加となっております。就学前児童の人口減少には一定歯どめがかかり、また、それによって一定の効果が出ているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

ありがとうございました。本当にここ二、三年増加している傾向であるとは思いますが、本当にこれからも私たち、子供は宝だという思いも思っております。本当に一生懸命また行政のほうも働きかけていただいて、よりよい保育料の軽減に対しては努力していただきたいなという思いもございます。どうかよろしく願いしておきます。

次に、ことしの3月で大川市の保育園の中から4月にまた1年生として迎えられる人、また、その他の市町村に出られる人もあると思いますが、それはまことに私は残念なことだなという思いもございます。どうかその辺のところがありましたら、実際はあったのか、本当にあるのか、把握できておればお聞きしたいと思えます。

○議長（川野栄美子君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

保育料の70%軽減の恩恵を受けて、小学校に上がる時は市外に出ていく方がいらっしゃるのじゃないかという御質問かと思えますけれども、今年度、平成30年度に入学される方の中で市外に転出されるお子さんは5人いらっしゃる聞いておりますけれども、二百数十人の入学があるかと思うんですけど、その中の5名ということで、親御さんのそれなりの転勤とか何かの事情があるのかなということで、70%軽減が終わったというか、それがあとないから転出されるという話は、ちょっと聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

どうもありがとうございます。それを聞いて少し安心しておりますが、本当にいろんな形で、こっちが安かったから、また学校は違うところに行くぜというような思いも親は持ってられるかなという思いで質問したわけですが、本当に今お答えを聞いて安心しておりますが、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、未来に希望の持てる大川ということですが、子育て支援金は未来への投資だと私は思います。ですが、引き続き続けていかれるのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

保育料の軽減を続けるのかという御質問かと思えます。

私はやっぱり、前市長の時代に始められた政策でありますけれども、先ほど言いましたように、一定の効果が上がっているということでございますので、今後、財政の面、いろいろございます。正直言いまして、2億円を超えてくるということになりますと、財政に与える影響というのはかなり大きいというのは認識はしておりますが、これは私としては必要な政策であって、今後もできるだけ続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

ありがとうございます。本当に未来に向かって、大川市民は今の言葉で少し安心しておるかなという思いもございますが、本当に経済情勢が悪い中に、こうして前の市長さんから引き継いで倉重市長は一生懸命努力しているなという思いもございますが、より一層の大川市の発展のためにも、よろしく願いしておきたいと思います。

続きまして、大川市子育て支援総合施設建設について、私は決してセンター建設については反対ではございませんが、また、ちょっと述べさせていただきますが、大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、主な施策の事業に掲げられてある大川中央公園リニューアルについて、私は平成28年2月の全員協議会の中で、中央公園のリニューアル事業はどのように進めていくのか聞きましたが、そのときの池田課長の答弁では、地方創生の中では、結

婚から子育てまで切れ目のない支援、その中で、中央公園のリニューアル事業として上げさせている。基本的には施策に基づきやっていくのが、具体的には中央公園は昭和60年に開設され、70ヘクタール（51ページで訂正）ある貴重な中心街にあるということです。また、公共事業空間で開設して30年経過し、私思うのに、34年から35年たっておるかなという思いもございます。

あわせて、公園東側には郷原一木線が完成し、図書館、保健センターがある周辺環境も大きく変革している。中心街地となる総合公園としても、このようなことを踏まえ中身を整備していくと答弁されてありますが、このときから考えてあったのかなという思いであります。

倉重市長は、さきに質問したときには、1か所に集中することで公共施設の面積自体を全体的に減らしていけるのではとの思いで、中央公園につくったほうが市民が集まりやすいという思いで計画しているとのことですが、中央公園は立派な木や緑が生える多目的広場として利用されております。公園は市民の財産であると思っておりますが、そこに建設するのはいかなものか、市長のお考えをいま一度お願いします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

先ほど議員がおっしゃられたように、いろいろな場所に点在していますので、それを集約してつくりたいというのが強い思いでありまして、また、つくる場所としては、答申にもいただいておりますけれども、特に中央公園の東側に今、郷原一木線が通りまして、新しい流れができておりますので、公園全体としては東側をエントランスにしてみたいという、これは一つの考えがございます。

そういう考えのもとで、図書館なり保健センターなりと近い、あるいは一つ私が想像している姿というのは、例えば、多分公園のグラウンドの利用者の大半がグラウンドゴルフに使用されているんじゃないかなと思うんですけれども、グラウンドでグラウンドゴルフをされている高齢者の方々、そして、そこに赤ちゃんを連れた子育て世代の方々、あるいは南側は児童広場がございますから、世代間がそういうところで一緒に過ごされている、あるいは声が届くというような姿も大変いいのではないかと。そしてまた、今後やっぱりそういうコンパクトに集まりやすい、そして、買い物もしやすいと。一番は保護者の方、あるいは妊婦さんの気持ちに立ったときに、どこが一番いいのかと。市役所も近い、保健センターも近いとい

うことで、そういうところで中央公園が一番いいよという答申をいただいて、そういうことを、私も同じ考えで中央公園につくっていくのがいいのではないかとというふうに考えているところであります。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

ありがとうございます。私は、緑がせつかく35年たった今、本当に今、市長はどこにでも木を植樹しに行ったりそういうふうな思いであるのに、木を伐採してそこに持ってくる思いが私は残念でなりません、大川はインテリアのまちで、木を使った木工産業でございますが、本当に木を優しく扱っていく思いが大半、私はそれでいいのかなという思いで、この質問にしておりますが、さきに述べましたように、中央公園リニューアル事業計画は2年前に報告がありまして30年、また、ことしの1月まで何の音沙汰もなくぼんと出して、この計画をするよというような思いでおったんですが、昭和47年から整備され45年たった今、都市公園法の改正により公園に設置することが可能になったからということですが、本当に当初土地を提供された方々の思いは、公園として土地を提供したのに、どう思われるかなという思いもあります。

私もスポーツをする者として、大体半分ほどリニューアルするということで考えているようなこともおっしゃられておりますが、球技場として利用できるよう、整備のほうをお願いします。

私は野球は理事長をやっておりますが、本当に筑後川総合運動公園が立派に整備されておりますので、半減するのは仕方がございません、中央公園でするのはですね。本当に愛する者として、またそこにリニューアルされて立派な多目的広場なり球技場にしていきたいなという思いが今しておりますが、その辺のところのお考えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

運動広場の件であらうと思いますが、そういったことで、中央公園にぜひ子育て施設を持っていきたいという思い、そして、そのために、現状いろいろ運動広場で使われておりますので、利用されている方々の公園としての機能をなるべく落とさないようにするためにとい

う思いがございます。

そういう中で、今、ゾーニング案を検討中でございますけれども、その中で、運動広場の機能確保を図るために、グラウンドの形は変わりますけれども、グラウンドを確保するために築山を改修して、グラウンド全体の面積としては若干広くするようなイメージで今検討をしております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（福永 寛君）

ありがとうございます。私、本当にその意見を聞いて安心しておりますが、本当に立派な多目的広場なりに改修していただければなという思いで、また再度お願いしておきたいと思っております。

いろいろ後に2名ほどこれに関しては言われるような質問がありますので、それについては、もうこの辺で終わりたいと思っておりますが、要望だけさせていただきます。

ナイター照明のことですが、私は植木元市長時代から修理がなかなかできないと、可能なら修理を行ってくださいと要望してきましたが、いまだに進んでおりません。その辺のところを検討をよろしくお願いしておきたいと思っております。

それとまた、最後になりますが、子育て支援総合施設整備計画は、都市公園法改正の趣旨に適合したと述べてありますが、せっかく中央公園のグラウンドまで削ってつくるのであれば、市民の皆様から立派な施設と言われるような施設をつくっていただきたいと思っております。

市長、市民の皆様が未来に希望の持てる大川を実感できるよう、大川市政発展のため御尽力をお願いして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時40分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

8番。

○8番（福永 寛君）

済みません、訂正をお願いしたいんですが、私、質問の中で中央公園の面積について70ヘクタールということを行いました、7ヘクタールが正しい数字ですので、訂正をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

訂正でございました。

次に、3番箴島かおる君。

○3番（箴島かおる君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号3番、無所属議員の箴島かおるでございます。今回は通告に従いまして、大川市が建設を予定している大川市子育て支援総合施設について質問してまいります。よろしくお願いいたします。

子育て支援の問題につきましては、私は以前から関心がございましたし、大川市も子育て支援に関する施設を包括的に集約した子育て世代の主に若い母親を支援する使い勝手のよい施設がぜひとも必要だと感じておりましたので、子育て総合施設の整備が計画されていることについては大いに評価いたします。

今定例会では、私を含めて7名の議員が質問をされることになっておりますが、そのテーマを見ますと、7名中6名の方が子育て支援総合施設と何らかの関連があるテーマとなっております。それだけ大川市のこれからを考える上で、子育てや教育、それに関する施設などがいかに重要で、問題であるかを示唆しているのだろうと思います。

先月、2月の議員全員協議会の場で大川市子育て支援総合施設整備計画をいただきまして、施設の概要を知りました。前回の12月定例会の一般質問において、子育て支援総合施設の建設を検討されているようであるが、新たに建設されるのであれば、子育て支援総合施設と親和性のあるような施設との複合施設とすることはできないかとお尋ねしたところ、子ども未来課長のお答えでは、他の施設との複合化は考えていないが、市内に点在する子育て支援施設を集約化して、妊娠期から子育て期までにわたるさまざまな予防に対して、包括的にワンストップで支援できるような施設としたい旨の御回答をいただいております。私は今でも複合施設とする方向を目指して検討していただきたいとは思っておりますが、子育て世代にと

って使い勝手のよい、子育てに関する精神的負担といえますか、いろいろを幾らかでも緩和できるような施設となればいいなと期待をしておりましたし、今でも期待をしております。

先ほど言いました子育て支援総合施設整備計画を読んでみまして、まず驚いたのは施設の大きさです。平家建てで、建設面積は約1,800平米とあります。平面計画のイメージ図には、建物だけの縦横がA案では67メートルの35メートル、B案では76メートルの31.5メートルとなっております。このほかに駐車場を併設することになっておりますので、この予想外の規模の大きさに驚きました。

今回の計画では、この大規模な施設が大川中央公園内に建設されることになっております。中央公園は設置されて30年以上が経過しており、大川市民の憩いの場として定着しており、それなりの機能を果たしているものと私は思っております。そのような公園内に、このような大規模の施設を建設するとなると、公園としての機能を阻害することにはならないのでしょうか。子育て支援総合施設の中央公園内への設置は、施設の必要性は理解できても、その施設のせいで公園の機能が損なわれるとなると、今まで公園を長年利用してきた市民の反発は大いに想像できます。長年公園を利用してきた市民からすれば、公園の機能を損なってまでそのような施設をつくる必要があるのかななどの意見が大きくなり、そもそも子育て支援総合施設などという施設は必要ないのではないかという意見が出てくることも容易に想像できます。自分たちの世代ではそのような施設はなかったにもかかわらず、自分たちは立派に育っているし、母親も苦労しながらも立派に自分たちを育ててくれたなどの意見を言う人が必ず出てくると私は思います。そのような意見が大きくなり、子育て支援総合施設の建設計画が頓挫してしまうことを私は一番おそれております。

子育て世代の悩みは、数年を経過すれば、その悩みから解放される問題とも言えます。赤ん坊から小学校に入るまでの数年間、母親は未経験な子育てに悩み、自分自身の社会的生活との葛藤に精神的に追い詰められたような母親が数多くいらっしゃいます。そのような子育ての悩みを日常的に手助けできる家族が周りにいない場合、公的な支援が必要だと私は考えております。そのような意味からも、これからの大川市にとって、子育て世代の若いお母さんたちを支援する、ひいては将来の大川市民となる子供たちの将来にとって、子育て支援総合施設はぜひとも必要だと私は考えておりますが、市民の間から子育て支援総合施設の不要論が上がりかねないような今回の中央公園内への子育て支援総合施設の建築計画について、市長の所見を伺います。

あとは質問席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

箴島議員の御質問にお答えいたします。

福永議員の御質問にお答えしたように、大川市子育て支援総合施設は、母子保健と子育て支援の相互連携をより一層深め、一人ひとりに寄り添った支援とサービスを提供し、包括的にワンストップでサービスを提供できる体制と環境を整備するため計画しているものであります。施設建設の場所につきましては、施設へのアクセスや周辺環境、他の施設との連携、敷地の確保等を総合的に勘案し、現在リニューアル計画のある大川中央公園の一角としております。

大川中央公園リニューアル事業であります。現在子育て支援総合施設の位置や規模なども配慮しつつ、市道郷原一本線からのアクセスへの向上や、現代の公園づくりの大きな要素である解放感の創出など、中心市街地にある貴重な公共空間として公園事業のゾーニング案を検討中であります。その中で運動公園の機能確保を図るため、クレーグラウンドの形状は変わりますが、築山を改修し、面積に関しましては、現在より若干広くなるように考えております。また、公園内での散歩やジョギング利用なども含めて、来年度予算にてお願いをいたしております改修設計業務の中で、現状の利用実態に配慮し詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成28年2月に策定をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、施策の基本的方向の一つである結婚、出産、子育てしやすい環境づくりの推進に向けまして、児童広場との連続性による相互の利便性の向上や駐車スペースの共有を図るなど、公園施設との連携による相乗効果を勘案した子育て支援総合施設整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席よりお答えいたします。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

御答弁ありがとうございました。中央公園のリニューアルを行い、公園機能を損なわない

ようにするとの御回答でしたけれども、私は納得できません。公園機能を損なわないようにすると言われましても、具体的にどのような改修工事を行うというような、絵図と申しますか、プランを提示していただかないと、公園内に子育て支援総合施設を建設したほうがよいのか悪いのか判断のしようがないじゃないですか。公園法が改正されて、都市公園におけるさまざまな制限が緩和されたことは聞いておりましたが、私の理解では、カフェやレストランなどの公園内の営業が認可されたのは、公園を利用する人たちの利便性を考慮した公園の機能のある意味向上させる措置だろうと思いますが、公園内に保育園等の社会福祉施設の設備が認可されたというのは、都会地において園児の送り迎えで周辺道路が混雑するとか、園児たちの声がうるさいなどの住民の反対運動などから、都会地では保育園や幼稚園の設置ができづらくなったことからの待機児童解消のための保育園の増設がままならないことからの苦肉の策だと私は理解しております。そうであるなら、大川市にとってわざわざ公園内に社会福祉施設を設置する理由にはなりにくいのではないのでしょうか。どなたでも結構でございますので、お答えをお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

池田都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

中央公園内に子育て支援総合施設を設置するということに関連する御質問ですけれども、まず第1点といたしましては、私ども中央公園のリニューアル事業につきましては、基本的に先ほどの市長の答弁にもございましたように、平成28年2月に策定しましたまち・ひと・しごと総合戦略の中におきまして位置づけをさせていただいております。その中では基本的に結婚、出産、子育てしやすい環境づくりの推進ということで一つの施策の方向としての中で位置づけをさせていただいております。

まず、一番その子育て支援総合施設がここに立地することにつきましてはですが、中央公園には児童広場等がございます、御承知のように、ここでは子供たちが晴れの日とかかなり遊んでおります。それから、それとの連続性による施設の、いわゆる子育て支援総合施設についても利用がしやすい。なお、公園についてもその児童広場の利用価値が上がるということで、その相互連携性というのを一つの大きなポイントとさせていただいているところでございます。

なかなかですね、いわゆる施設が何かぽんと施設としてくるみたいに感じられるというふ

うにと思いますが、私どもリニューアル計画の中で今ゾーニングを行っておりますが、施設とあわせて公園全体をプランするというところでございますので、いわゆる公園の一部として、また逆に言うと、子育て支援総合施設が公園の一部を利用するというふうな相互利用の観点でゾーニングをさせていただいているところでございます。

先ほど言われました、保育園とかが都会のほうで手狭になったということで改正されたというふうなお話でしたが、私どもの認識といたしましては、そういった都市公園を有効な、いわゆる市街地内の公共空地として利用するためにそういった施設との相互利用ができるように法が改正されたというふうに考えてございまして、保育園等に限らず、そういった各自治体において必要な施設については、そういう場所に設置ができるようになったということが法改正の趣旨だと思っております。あわせて、この子育て支援総合施設については条例の改正が必要となりますけれども、条例に規定により設置することが可能となります。

スケジュールとかそういったことにつきましてですが、議員おっしゃられるように、言葉で言いますとなかなかわかりにくいところがございます。私が先ほど申しました公園の中の一部につくるというようなこともなかなかイメージしにくいというふうに思います。私どものスケジュールといたしましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、今全体のゾーニング案、要するにつながりですね、つながり方の案をつくっておりますので、来年度早々にもお示しできるというふうに思っておりますので、そういうふうに考えております。

なお、詳細につきましては、来年度予算にてお願いをしている改修設計業務の中で、いわゆる現状の利用実態とか、そういったことを把握しながら詳細の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますが、先ほど市長が申しましたゾーニング案については、来年度早々にもお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箆島かおる君）

お答えありがとうございました。しかし、そのお答えで果たして市民の納得が得られるのでしょうか。

ところで、施設の建設場所については、中央公園のどの場所に、A案だったらここ、B案だったらこの場所といった正確な位置は決まっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（川野栄美子君）

池田都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

御質問にお答えいたします。

もともと中央公園のリニューアル事業の大きな要素としてございましたのが、市長も壇上で申し上げましたように、中央公園ができたとき、郷原一木線等の計画がございませんでした。中央公園自体が西側向きにできています。いわゆる西側の方向に入り口がつくられた形でできております。皆さん見られると御承知かと思いますが、東側、郷原一木線側については、かなり閉鎖的な空間に今なっております。今回のリニューアル計画の中では郷原一木線側にメインの出入り口を設けたいというのが一つもともとリニューアル計画の中の大きな要素としてございました。いわゆる郷原一木線側を少しオープンにして入り口を確保するというのでございますので、それに合わせて、この子育て支援総合施設についても、いわゆる東側ですね、具体にはテニスコートのちょっと北側あたりになりますけれども、そういったところに配置することによって、いわゆる先ほど申し上げました公園内の児童広場、それから図書館等との連携もしやすいということで、子育て支援総合施設についてはそういった位置を考えております。あわせて、今申し上げますように、もともとリニューアル事業の中で中心市街地に存在する公共空間として郷原一木線側からアクセスがしやすいようにということがございましたので、関係上としてはそういったことで検討しております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

今、都市計画課長のお話でしたけれども、私もう一つ聞いていたのは、これは子ども未来課のほうでのお答えでしょうか、施設の場所は今テニスコートの北側とかいうふうにお話があったんですけど、具体的にその場所というのも指示されていますか。それともゾーニングだけのざっくりしたあの形だけしか言っていらっしゃいませんか。あれをしたらかなりの、築山を削ってでも公園は広くするとおっしゃいましたけれども、どういう形になるのかなど、私は想像できないんですよ。

それで、大体1,800平米の大きさ、この施設を置くとしても簡単にはいかない。たった

1,800平米じゃないです、1,800平米もあるんですよ。この広さを公園のどこに持ってくるかという、それくらい具体案。場所的に今から、まだ決められていないんでしょうけれども、そこら辺は私、ある程度皆さん具体策は考えていらっしゃると思うんですけども、その辺が全然見えてこない。それを教えていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

子育て支援総合施設につきましては、会議を持たれて、先ほどのちょっと名前を忘れてしまいましたが、そういった中で規模と、それから機能等を検討されてまいりました。私どものリニューアル事業というのもともと検討しておりまして、今回、子育て支援総合施設の大まかな規模と機能が固まったということで、今現在、それを勘案しつつ中央公園の中でのゾーニングを行っています。位置的には先ほど申しましたように、いずれにしても郷原一木線側に配置をしたいということで今ゾーニングを行っておりまして、私どもの今検討の中では大体テニスコートの北側あたりに設置をしていきたいと。

今、議員おっしゃるように、なかなか今の現状がこうございますので、絵柄を見ないとなかなかどういう形になるのかというのが非常にわかりづらいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいのが、施設の規模と機能が固まったので、今、公園の機能とあわせてゾーニングを行っている状態です。その中でそういうふうに考えておりますので、先ほど申しましたように、来年度早々にもそういった大まかなゾーニング案をお示ししたいというふうに考えております。また、その中でいろいろな御意見や利用実態を配慮しつつ、その先の実施のほうに結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箆島かおる君）

ありがとうございました。今の場所をどこにするのかというのは、多分、子ども未来課のほうからお答えがいただけるものと思っていたんですけど、池田課長が言っていたので、池田課長はいつから子ども未来課の課長になられたんでしょうか。

それで、もうちょっとゆっくりしゃべっていただけますか。よろしく申し上げます。何せ

後ろに傍聴の方がいらっしゃいまして、特にそこから言葉で発せられるときに、傍聴席のほうには声が届かない。皆さん方がわざわざ傍聴席に来て、大川市はどう議論しているのかというのを見に来られていますので、ぜひ、もっと一呼吸置いてしゃべっていただけませんか。よろしくをお願いします。済みません、要らんことを言いました。

ありがとうございました。A案、B案ともイメージであり、必ずしも決定したものではないということでもよろしいでしょうか。規模そのものはほとんど変わらないのですかね、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

迫田子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

計画書に載せておりますイメージ図、A案、B案とございますけれども、これはまだまだイメージの段階で、一応面積のほうも1,800平米としておりますけれども、これは実際の設計をしていく中でまた変わってくる部分もあるのかなというふうに、イメージ的な捉え方をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箆島かおる君）

壇上の市長の答弁にもあったかと思えますけれども、中央公園のリニューアル計画は以前から考えられていたとしましても、一般の市民からすれば、子育て支援総合施設をつくるためにわざわざ公園をつくりかえまして大川市は箱物をつくるのかと誤解されかねません。子育て支援総合施設を利用される方々にとっては、公園内という環境のよいところで施設を利用できるというのは大きなメリットかもしれませんが、公園を利用するしないにかかわらず、子育て世代以外の圧倒的多数の人々にとってはメリットは感じられないのではないのでしょうか。

これだけの規模の施設を建設するとなると、相当な金額が必要だろうと思います。それにプラスして公園改修のための費用がかかるとすると、財政が厳しいと言われているのに大丈夫だろうかと思ってしまう。そこら辺は十分検討された計画だと思いますが、公園のリニューアルには一体幾らぐらいの金額がかかるのでしょうか。

そして、都市計画課長、どの程度の改修をするのか決まっていなくてお答えは難しいのかもしれませんが、数千万円で済むのか、1億円かかるのか、2億円かかるのか、それとももっとかかるのか、ごくごく大ざっぱな金額で構いませんので、単位だけでもお示し願えませんでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

公園リニューアル関係の事業費の御質問かと思えます。

公園リニューアル事業につきましては、国の補助事業化を来年度、改修設計業務とあわせて国、県と協議をしてみたいと思っております、いわゆる事業期間としては3年から5年程度を見込んでおります。事業費トータルでいいますと、おおよそ3億円程度必要ではないかというふうに思っております、補助率は2分の1ということで国、県と協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

ありがとうございました。今、国補助事業、国県、3年から5年というふうなお話がありましたけれども、約3億円ぐらいですかね、間違いはないですか。大ざっぱでいいと言ったから念を押したらいかんとでしようけど、大体それくらいでよろこびますか。（発言する者あり）はい。

それでは、約3億円かかるんですよね。それ以上かかるかもしれません。どういうふうな形になるかわかりませんが、計画書の中では施設建設の場所として、施設建設の場所は、施設へのアクセス、先ほど郷原一木線をおっしゃってございましたけれども、周辺の環境、ほかの公共施設との連携、敷地の確保等を総合的に勘案し、現在リニューアル計画のある大川中央公園の一角としますとあります。もう一回言いますよ。これ書いてあったんですよ。施設建設の場所は、施設へのアクセスや周辺の環境、ほかの公共施設との連携、敷地の確保等を総合的に勘案し、現在リニューアル計画のある大川中央公園の一角としますとあります。もし子育て支援総合施設を中央公園内に設置しないのであれば、公園のリニューアルは緊急

性のある計画ではないだろうと私は思います。施設を中央公園内に設置することで、公園機能を維持するために、公園のリニューアル工事を緊急にやらざるを得なくなったと捉えるのが自然だろうと思います。

そのような観点から見れば、私は中央公園内に子育て支援総合施設を建設するよりも、中央公園や図書館などに近い土地を新たに購入したほうが安く上がるのではないかと考えてしまいます。私は土地の相場がよくわからないんですけども、坪当たり100千円だとしたら、1,000坪で1億円、恐らくもっと安いのもかもしれません。公園改修費よりも土地購入費のほうが安いのではないですか。そのようなことは当然検討された上で子育て支援総合施設を中央公園内に建設される計画を立てられたのだと思いますが、改めて伺いますけれども、費用が余計にかかってまで中央公園内に施設を建設するとなったのはなぜでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

最初にちょっとお断りをしておりますが、もともと中央公園のリニューアルがあったということでございます。そのために本年度4,000千円の基本設計費をつけていただきましたが、その後、この計画の中で中央公園ということが出てきましたので、本年度の基本策定を見送って、場所が確定するのを待っていたという状況でございます。

子育て支援総合施設の場所につきましては、中央公園のリニューアルが行われるということもそこに持ってきた大きな理由の一つでございまして、このために中央公園をリニューアルするということではございません。もともとリニューアルの計画があったということでございます。

それから、先ほど概算事業費を約3億円と申しましたが、これは国の補助にのせるためというのが大きな理由でございまして、これが2億円とか250,000千円では補助対象にならず、全て単費対応ということになりますので、そういうことも一つ事業費の目安となったところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

もう一回言っていた方がいいですか。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

もともと中央公園のリニューアル計画があったということで、本年度に基本設計を行うようにしておりました。その中に、この子育て支援総合施設整備計画審議会が始まりまして、場所の選定もあるということで、設計のほうをことしはちょっと見送ったわけですが、もしかしたらここに来るかもしれないということで。最終的にこの計画の中では、中央公園のリニューアルが行われるということもあったのだらうと思います。大きな要因だらうと思いますが、中央公園の一角にとということになったのであって、これをつくるために公園のリニューアルを行うということではありません。順番が逆でございます。

それから、ちょっとさっき私言いましたけど、250,000千円は微妙なところでして、2億円では公園のほうの補助の対象とはならないこととなっております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

補助の対象にならないとはどういうことですかね。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

公園のリニューアル事業ですね、一定規模以上じゃないと国の補助対象にならないということでございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

一定規模以上。それじゃ、今度の大川市のこの公園の分は補助の対象にならないんですか。

○議長（川野栄美子君）

箴島議員、もう少し打ち合わせのときにびしっとしておかないと、何か違うような感じになるので、お願いしておきます。

○3番（箴島かおる君）続

はい、わかりました。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

先ほど申し上げたように、3億円でございますので、補助の対象になります。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

先ほどはどうも失礼しました。副市長が250,000千円とかしきりに言われるから、そっこのほうにばかり頭がいてしましましてね、申しわけありません。

その約半額ですね。でも半額でもですよ、それは国が応援してくれる。それじゃ、子育て支援総合施設、これも公園内にわざわざ持ってくる、確かにここに書いてあるワンストップ——何と書いてあるですかね、施設整備の必要性、3つの課題を解決するために包括的、継続的に支援する機能と施設が必要であると、市長は何遍もおっしゃっていますよ。それで、子育て世代包括支援センター、妊娠期から子育て期までの包括的ワンストップ支援サービスと、すばらしい言葉です。本当に私はすごいなと思いますけれども、公園がどうしても気になるんです。

公園がこういうふうな形になって、先ほど土地を買うたがいいんじゃないかなろうとかいうふうな話もしましたけれども、かえって一つの体制、市役所に近い施設を総合的に、前回は複合施設とか言いましたけれども、大川市は今度、公的な建物もたくさんいろんな見直しをしないといけない状況にあります。今、土地も随分、大川市は安くはなっておると思います。必ずしも大川市の公園に持ってこんでもよかろうもんと言いたくなります。そういう過程になったいろんな話し合いがあってこういうことになったんだろうと思いますけれども、もっとしっかり審議していただきたいなと思って、大川市にとってどうしたら一番いいのか、市民に対して利便性をどんなして提供できるのかというのをしっかり考えていただきたいと思っています。

私は、子育て支援センターにしたって、最初から子どもに関する子育て支援センターのことでも随分いろんなことを言わせていただきました、一般質問では言っていなかったんですけども。子育て支援センター、子育てするお母さんたちをどういうふうにして守っていくか、どういうふうにして孤独に自分たちの悩みをどうして聞いてやれるか、そういうのは、今まで私たちも子育て世代はありましたよね、何年間も。ありましたけれども、それはいつの間にか忘れられたような状況にあります。その忘れられた状況なんですけれども、私はたまたま親がいて同世帯に3世代ありまして、その点、お互いに見てもらって、私は親からも子供を見てもらった中にいろんなことをすることができましたけれども、今のお母さんたちは核家族になっておりまして、いろんな問題を抱えていらっしゃる。こういった世代をどう守ってやるか、悩みを聞いてやるかというのは、大川市はそこに優しい。そういったものを手当てしてくれるというようなことがあれば、私はもっと素晴らしいことだろうと思っております。

私は壇上でも言いましたけれども、子育て支援総合施設はぜひともつくっていただきたいんです、本当は。切望しております。先ほど言いましたけれども、私も3人の子供を育てた経験がございまして、子育ての大変さもわかります。市長もおわかりになってある、皆さん子育てをされていらっしゃると思います。男性にはわからない女性の観点があります。私の娘も1歳と3歳の子供を持っておりますが、子供は物すごくかわいくて、子供を持ってよかったと思うが、自分の思いどおりにならず、子供に手を上げたくなるときがたまにあると漏らしておりました。

そのようなことから、子育て世代の母親を支援するための子育て支援施設の必要性は身をもって感じております。しかし、このような施設はどうしても建物が立派でなければならぬとか私は正直思っておりません。入れ物の立派さよりも子育て世代の母親を支えるスタッフの立派さこそ重要だと思います。建物の優劣よりも優秀な人材の育成こそ心血を注いでほしいと思います。子育て関連施設を1か所に集約するとなると、かなりの規模の建物が必要になるのは理解できますけれども、保健センターなど子育て施設と融和性の高い施設との建物の共有化なども検討すべきだと思います。今まで私はずっとそれを思っておりました。

今回の質問で行政の決定に影響を与えるなど思い上がってはおりませんが、このような問題に限らず、行政が物事を決定するに当たって、決定してしまう前に、住民の意向に丁寧に耳を傾け、十分な説明を心がけてほしいと、切に願っています。

自分自身の議員としての能力不足をさらすようで恥ずかしい発言ではありますが、決定していないから答えられない、言えない、それからしばらくすると、決定してしまったので変えられないというような行政の姿勢はぜひとも改めてほしいと願ひまして、今回の質問を終わります。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

一般質問を続行いたします。

次に、11番水落常志君。

○11番（水落常志君）（登壇）

皆様こんにちは。微妙な時間をいただきました。一般質問をさせていただきます議席番号11番、水落常志でございます。どうぞよろしく申し上げます。

寒い冬が終わり、ようやく暖かくなってきたきょうこのごろ、3月議会を迎えることとなりました。この議会は、今年度の予算を精査する大事な議会だと思っております。30年度の大川市民にかかわる大切な予算です。慎重に審議をしていきたいと思っております。

話は変わりますが、先月9日から韓国の平昌で行われましたオリンピックを見て、皆さんも日本選手の活躍に一喜一憂されたことと思います。オリンピック開催前の世界情勢から、どのようになるか心配しておりましたけど、開催期間中は何事も起こらず、約2週間前に閉会いたしました。今月に入り、韓国と北朝鮮の南北首脳会談や、イスラエルでのアメリカ大使館移転問題によるパレスチナとの中東の危機、世界情勢がまた動き始めました。日本を取り巻く世界の動きに緊張を余儀なくされる状況になってきております。何事もなく、世界が平和であることを願うばかりであります。

さて、本題に入らせていただきます。

今回、私の質問は、大きいくくりで言いますと、大川の農業についてです。この質問は、前々市長の植木市長、前市長の鳩山市長にも行いました。また、この質問は倉重市長就任後すぐにでもやりたかったのですが、1年間、大川市の農業に関する施策や実情を見ていただいてからの今回の質問になったわけです。

倉重市長は、皆さんも御存じのとおり、早稲田大学を卒業後にJ A福岡中央会に就職され、市長に就任されるまでの約15年間、日本の農業の現状や今後についてたくさん勉強され、農業への思いは人一倍強い思い入れがあると思っております。そんな倉重市長の思いを大川で

農業に携わる者として聞き出したいと思っております。

倉重市長、執行部の答弁の後、補足したいことや見解などございましたら、進んで手を挙げて発言していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

壇上からは、今現在の集落営農組合について質問させていただきます。

集落営農組合とは、集落を単位として農業生産過程における一部、また、全部についての共同化、統一化に関する合意のもと実施される営農のことをいいます。また、農村社会の活性化、集落営農活動により地域住民の相互理解や連帯感が深まり、農村文化の継承や農村の景観、保全等の取り組みを通じて、集落コミュニティの活性化を図ると書いてあります。集落営農組合への取り組みは、農林水産省指導のもと、平成18年設立時から5年以内の平成23年度までに法人化する計画でスタートしました。しかしながら、途中、政権が民主党にかわり、国の新しい農業者戸別所得補償制度の導入といった農業政策の転換等もあり、当初計画しておりました法人化ができなくて、新たに5年の猶予をいただき、平成28年までに法人化計画をすると承知しております。しかし、まだ法人化されていない集落営農組合があると存じております。その状況を踏まえながら現在の集落営農組合についての状況をお聞きしたい。

あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

水落議員の御質問にお答えをいたします。

私も平昌オリンピック、大変感動をいたしました。

御承知のとおり、本市の農業は、米、麦、大豆などの土地利用型農業や、特産のイチゴ、アスパラガス、青ネギなどの施設園芸型農業が営まれております。その中でも水田を利用した土地利用型農業につきましては、後継者不足や高齢化といった大きな課題を抱えており、このままでは耕作放棄地が増加するなど、私が愛する大川の農村風景や環境が守られない状況になってしまうのではないかと危惧をしております。

こうした中、本市は数年前より県、JAなどの関係機関と連携し、国の農業政策を背景に設立された集落営農組合を対象として法人化を推進してまいりました。その結果、現在、集落営農型農事組合法人として20組織が活動をされております。しかしながら、各組織におかれましては、構成員の高齢化が進む中、法人経営の先行きに不安を抱えておられると承知を

しております。今後、法人経営体として安定的な運営を行っていくためには、組織内の担い手育成や雇用の確保が重要であり、そのためにも野菜などの新たな品目の導入や6次産業化などの取り組みが必要になると思われます。市といたしましても、こうした取り組みが進んでいくよう、県、JAなどの関係機関と連携をしながらサポートをしてまいります。また、個別の認定農業者や新規就農者の育成確保も重要な課題であります。いずれの農業者も収益性の高い施設園芸を主体とした経営がほとんどでありますので、今後も補助事業などを活用していただきながら、農業経営の改善に向けた取り組みを支援してまいります。

一方で、農業人口の減少とともに農村地域の過疎化も進行しており、多面的機能を有する農地や水路などの、いわゆる地域資源を保全管理することが困難となってきております。このため、国では農業者に集中する地域資源の保全管理を地域ぐるみで支えていく取り組みを支援するため、多面的機能支払交付金事業が実施されており、現在、市内21の地域で取り組まれております。この取り組みは地域を守る大変重要な活動でありますので、引き続き支援をしてまいります。いずれにいたしましても、多様な担い手の育成確保と多面的機能を有する地域資源の維持を車の両輪として取り組んでいくことが必要でありますので、国、県の農業政策を十分に活用し、県、JAなどの関係機関と連携しながら農業、農村の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れなどございましたら自席よりお答えいたします。

○議長（川野栄美子君）

水落議員にお尋ねしますけれども、微妙な時間でありまして、今お答えになりましたが、引き続きいいということだったら12時までやりますけれども、切りがいいところでいったらここで切らせてもらってもいいかなと思いますが、質問をしやすいようにしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○11番（水落常志君）

よければ昼からお願いします。

○議長（川野栄美子君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は13時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時37分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、水落議員の一般質問を続行いたします。

なお、この際申し上げます。残りの質問時間につきましては、14時18分までとなっておりますので、御協力のほどお願いいたします。11番水落常志君。

○11番（水落常志君）

午前中、市長、御答弁ありがとうございました。

休憩を挟んでおりますので、ちょっと気が抜けたような形になっておりますので、昼から気合を入れて、また頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

先ほど御答弁いただきましたが、まだ集落営農の組合さえできていない集落とか、また組合はできておりますが、法人化ができていない集落もあり、さまざまな状況になっていると思いますが、なぜできなかったのか、また今後、そういうのをどのようなふうに指導していくのか、よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

市長答弁でもございましたように、最初24集落営農組織がございましたが、そのうち20が法人化になっております。残り4つでございます。4つの地域、市内ばらばらに散らばっております。それぞれ地域の実情とかがあって、法人化をずっとJAさんと一緒に進めてまいったんですが、地域の事情等がございまして、法人化に至っていないような状況だと思います。

1つの例をとりますと、未整備田が多く、担い手が少ないでありますとか、農業をしている人のほとんどが施設園芸と土地利用型の認定農業者の方であって、例えば、農業振興地域から外れているということからメリットがないとか、そういったことも重なって、なかなか4組織残ってしまいましたけど、法人化に至っていない状況でございます。

今後といたしましても、集落営農組織はまだ存続しておりますので、地域の合意形成がまず第一でございますので、待ちながらJAさんと一緒に法人化に向けた取り組みは進めてまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁どうもありがとうございました。

いろいろな事情がありまして、法人化されていないということは私もお聞きしておりました。まだ諦めていないというか、法人化に向けて今後とも取り組んでいくというお答えを聞きましたので、取り組んでいくというよりは、今後は合併とかいろいろそういうのもまた考えていかなければいけないのかなとは思っておりますが、それはまた後のほうでも質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

次に、認定農業者について質問させていただきます。

2014年3月議会の答弁で、112名で法人が2団体、個人が110名と聞いておりました。今現在、認定農業者数の数なんですけど、どのようになっていますか、教えていただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

認定農業者の方で、個人の方が118名、法人が先ほど申しあげました20法人全部が認定を取っていただいていますので、全部で138ということになっております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

課長、ありがとうございました。認定農業者数は個人でもふえているということですね。今の集落営農組織が加わりまして、ふえたということですね。わかりました。

先ほど質問しました認定農業者についてですが、内訳なんですけど、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。例えば、米、麦、大豆などの土地利用型の認定農業者だとか、施設園芸でされている認定農業者とか、また両方、土地利用型も施設園芸型もされている認定農業者もおられると思います。わかっている範囲でよろしいんですけど、詳しくお教え願えたらよろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

お答えいたします。

まず、大きく分類いたしまして、市長答弁にもございましたように、大川市内の営農類型が米、麦、大豆をつくる土地利用型と、イチゴやアスパラ、ハウス物をつくる施設園芸型とに大きく分類されますが、施設園芸の方は大部分の方はハウス以外にも土地を持っておりますので、自分の農地のほうで、田んぼのほうでは米もつくられるというふうな複合型が大半を占めております。そういったのを踏まえまして認定農業者の内訳を申し上げますと、118名と申しましたそのうちの土地利用型だけの方が19名、残りは畜産業とかもいらっしゃいますので、ばらっと言いますと残りが全部そういった施設園芸を絡んだ方なんですけど、逆に言いまして、施設専業の方として私どもが把握しているのは7名、うち畜産1名という形になっております。一番多うございますのは、水稻とイチゴを組み合わせた営農をなさっております方が69名、次に多いのは、先ほど言いました土地利用型の米、麦、大豆の方が12名という形で把握しております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございました。

認定農業者の中にも、今お答えいただいたとおり、いろんな方がおられるようです。やはりイチゴをやりながら米、麦、大豆をされている方が多いようですので、その辺をまた後のほうでちょっとお聞きしていきたいと思います。

それと別に、今度、次に新規就農者について質問させていただきます。

過去に大川市でも就農者の高齢化や担い手、後継者不足により新規就農者支援事業や青年就農支援事業など補助金を出していました。その事業に対して成果ということではないんですけど、今現在、新規で入られた方の、その事業が始まってからの推移がわかればよろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

新規就農者の推移を簡単に御紹介したいと思いますが、平成24年には1人でした。それ以降、25年6人、26年11人、27年5名、28年3名、29年が4名という形で、年平均とりますと大体5名弱の方が新規就農等でやっていただいております。そのうち、現在、認定新規就農者として市が認定をして現在活躍していただいておりますのが、13名の方が活躍していただいております。

先ほど御質問の中にごございました昨年から名前が変わりまして、次世代の交付金のほうにつきましては、そのうち12名の方が支給、交付されていらっしゃいます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございます。

今、数を聞きましたら、ある程度ふえているというか、これは私たち思ってもみなかったことで、よかったかなと思いますけど、これも内訳としては何に対して新規で就農されているのか、お聞きできたらよろしくお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

今現在、先ほど申し上げました13名の方の類型を御紹介いたしますと、アスパラ栽培が5名、イチゴ栽培が6名、レンコン栽培が1人、露地野菜が1人という形になっておりまして、やはり施設園芸等を組み合わせた収益性の高い農業にまずはついていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございました。

やはり土地利用型じゃなくて、そういう形で施設園芸とか、そちらのほうに結構新規で就農されていると今お聞きしましたけど、この方々は大体年齢といたしましてどのような方が、若い人が多ければいいんですけど、お年寄りの方とか、そういうのがわかりましたら、よろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

済みません、平均年齢をとっておりませんが、資料によりますと、先ほど13名と申しましたが、20代の方が5名ほど、40代が2名ほどでございますので、中心的には30代の方という形になります。それと、先ほど申しております次世代……、済みません、名前が出てこなくて、育成の交付金の部分でございますが、そもそも対象の年齢層が決まっております、45歳までと決まっておりますので、若いといいましても結構40代の方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

課長、御答弁ありがとうございました。

今お聞きしまして、結構若い方がそういう形で新規に就農されているということでございますので、大川にとってもいいことだなと思っております。この若い人たちにこれからも頑張っていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

次に、農地中間管理機構による農地の集約について質問します。

農地中間管理機構は農地を貸したい農家から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手、農地の集積、集約化を進めるための中間的な受け皿となる組織でございます。福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が平成26年3月に農地中間管理機構として県知事の指定を受けております。農地を貸し出す方は公的機関に貸し出すということなので、安全で機構集積協力金等とかを受けられるようになっておりますので、また、今まで個人と個人で結んでありました土地利用権設定のほうを解消してまで行った事業だと思っております。

す。あれから4年たちました。大川市で現在どれぐらいの農地が農地中間管理機構に集約されているのか、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

お答えいたします。

最初に水落議員が御質問をされたときには3ヘクタールぐらいの集約というふうなお答えを以前しておったと、何年かの話はなっておりますが、平成29年11月公募までを集計いたしますと、331.5ヘクタールほどとなっております、全農地が1,310ヘクタールでございますので、25.3%ほどが中間管理機構による集積が進んだということでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

ありがとうございます。今お話を聞きましたら、全体の25.3%、331.5ヘクタールということでございますけど、それとほかの土地というか、それに入っていないのはまだ個人、個人で土地利用権を結んである状態とか、そういうふうに思っておりますでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

失礼しました。中間管理ということでございますので、中間管理機構を通じた、先ほど協力金とかのメリットをとれるような預け方をしてあるのが、先ほど申しあげました331.5ヘクタールでございます、以前から利用権を設定しながら貸し借りをやっている農地がございます。その農地の面積が347.7ヘクタールございまして、これは26.5%を占めております。合わせますと、約680ヘクタールぐらいになりまして、全農地の51.8%ぐらいを占める形になっております。

なお、いわゆる担い手ですね、認定農業者とか法人とか集落営農とか、そういったところに大体国の政策的にこういった集約を進めておるところでございますけれども、そういった法人とか認定農業者の自作地もございまして、それとか特定作業受託といって作業受託も

している部分もございまして、実質預けているのに等しいような状況がございます。それを全部含めると910ヘクタールほどございますので、かなり集約は進んでいると。普通にいますところの約70%ほどに進んでいるという形になってまいります。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございました。

始まって4年で一応70%、それとほかに自分でつくってある農地とかもあるんで、ほぼこの中に入ってくるのかなと自分では思っております。

今まで壇上からとこの質問席から集落営農についてと認定農業者について、新規就農者について、農地中間管理機構による農地集約について、今4つ大体大まかに質問させていただきました。これらのことを組み合わせていきますと、今現在、大川における農業の形と申しますか、それがちょっと見えてくるのがありますので、ちょっとよろしくお願ひします。

例えば、集落でイチゴやアスパラガスやネギだけをつくっている施設園芸型認定農業者がおられると申します。また、新規でもそういう形で施設園芸型が多分多いだろうと思ひますが、おられます。米、麦、大豆だけつくっている集落営農組合、また認定農業者や新規就農者もその中におられます。そういう形の中で、農地の集約はできていますけど、農地の奪い合いとか、今現在もめているとか、そういうのは別になんていんでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

法人同士の農地の奪い合い的なことということでございまいしょうが、農地が足りなくて、そういったふうに当人同士で奪い合っているというふうな状況は私は聞いておりません。ただ、この中間管理も含めまして、集積・集約化ということは、農作業の効率化を図るために、もっと言いますなら農作物のブロックローテーションでの作物づくりとか、そういったものを推進するためにやっておりますが、まだなかなか地縁、血縁的なものつながりによる貸借というのも多うございまして、国が理想とするような地域できれいな段々畑みたいな色分けされたような作物をつくるような形にはなっていないで、中には法人の中に違う法人の

方が作付されているようなところも見受けられるのはございます。そういう状況は認識しております。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

今、課長答弁いただきました中で、よその集落のほうからつくりに来てあるとか、私もずっとそういうのを存じておりますけど、知り合いは親戚ということで、三瀨のほうにもトラクターを回してつくりに行ったりとか大木町のほうに行ったりとか、そういう状況もございます。そういうものを踏まえまして、今後、その集落同士の話し合いとか、今後に向けてとか、そういう指導とかお考えとかありましたら、お願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

おかげさまでといたしますか、法人のほうにかなり集約化はされてきておるのが現状でございますけれども、法人自体が市長の答弁にもございましたように、高齢化の問題とか担い手不足の問題を抱えております。ですので、今20法人ございますが、結構高齢で、本当に先行きが見えないという御相談も受けている分もございますので、それを何とかしていかないかんというふうに思っていますので、そういった法人の問題解決を図る過程の中で、先ほど議員おっしゃったような部分についての解決策というのは見出していけるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

今答弁を聞きましたけど、いろいろと農業行政のほうに詳しい倉重市長、今どんどんとそういう形で土地も集約されて、営農組合で一応農業をやって、そういう形で後継者不足のほうを補っているところがございますけど、市長から見て、今の状態と、また自分の考えでちよっと違うのかなと思うことがありましたら、よろしければ御答弁をお願いします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

お答えをいたします。

大川市の農業をまず全国に誇ってよいものがありまして、それは耕作放棄地が極めて少ないということでございます。私、全国の農村を市長になる前に回っておりますけれども、もう今相当な遊休農地が日本全国にたくさんあります。ただ、この大川に限って言えば、遊んでいる農地というのはほとんどないというのが現状でございます。これは統計上も出ておりますので、推進員を大川市は置かなくていいというような告示にもそのことがあらわれているんじゃないかなというふうに思います。

それから、壇上の答弁でも土地利用型と施設園芸型というふうに言いましたけれども、やはり施設園芸型、例えばイチゴだとかアスパラをつくっておられる農業と、大川市における土地利用型農業というのは切り離して考えないといけないのかなというのが私の思いでありまして、施設園芸では何を目的にやっているのかと、これ私、若い農家の方によく言うんですけれども、イチゴをつくるのが目的ではないでしょうと、それによってお金を稼いで、生計を立てる、あるいは家族を養うことが目的ですと。そのイチゴ経営をもっと所得を上げていくためにはどうするのがいいのかというのを一緒に一生懸命考えようねというのが私の施設園芸型農業に対する思いでありまして、一方で、水田中心に土地利用型農業というのは、北海道みたいに物すごく何十ヘクタールというのを一軒の農家でやって、それで経営をして生計を立てているという方は大川では少ないわけですし、現実的にそんな農地はこの大川にはありません。ただ、農地というのはいわゆる社会資本の性格もあって、やっぱり洪水を防いでくれる、あるいは気温の寒暖差を防いでくれる、田んぼがあるから神社がそこにあって、我々は農村文化を享受してきたわけでありまして、そういうことも含めて次世代につなげていかないといけないと。そうはいつても、田んぼを耕す人がどんどん少なくなっているんで、先ほどから議論になっているような集約化をやっていこうということでございます。

余り個人的な思いをこの議会で言うのはあれですけども、農地中間管理機構については、私はちょっと複雑な思いがございまして、そもそも行政は利用権設定等促進事業というのをやっておって、AさんがBさんに田んぼを預けたいと、じゃそこは行政が間に入って権利関係をしっかりして、じゃAさんの田んぼをBさんが耕しましょうねというのがずっとあって、それをこの地域ではJAが農地保有合理化事業という事業を使って仲立ちをしながらやって

きておって、国の政策としてとにかく集約化を一段進めなければということで、この農地中間管理機構が出てきて、そこに交付金がついて、お金をもらわないとこれは損だということもあって、今どンドンと進んでいる状況でございますが、議員おっしゃるように、形だけつくっても、その集落の中に高齢者しかいない、トラクターに乗れる人がもういないというような状況になってくると、これは元も子もありませんので、まずは集落の中で農地を持っておられる方の状況がどういうものかというのをしっかり把握をして、じゃ何年後にはいよいよコンバインの乗り手がなくなるねと、じゃどうしようとか、あそこには息子さんがいて、そろそろ帰ってくるかもねとか、そういう話を地域の中で話し合っ、それでいて我々の集落を守っていこうと、あるいは我々の農村というか、田園を守っていこうという積み上げの部分が今少し欠けているのではないかなというふうに思っております。形をつくっても、これは私自身が反省するところでもありますが、形をつくって農地を預けてしまうと、農地の所有者が自分の田んぼだという認識がやっぱり薄れていくし、代が変わればもっと薄れていくということでありますので、法人経営を支えるのはもちろん担い手の方々ですけれども、日ごろの水管理とか草刈りとか、あるいは例えば田んぼの基幹作業をするときには、子供たち、農家じゃなくても、みんなそこに集まってお弁当を食べるとか、そういう村の中心にあるように、皆さんで話し合っ自分の集落をどうしていこうという気持ちを強く持つておかないと、交付金だ、制度だと、そればかりではこの先はなかなか難しいのかなという思いが強くなります。なので、市としましては、当然中間管理機構によって交付金が出やすいように行政としてお手伝いしていくことはもちろんですけれども、いただいた交付金で何をするのかと、立派な機械を買うのももちろん大事ですけれども、みんなでそこで営々と田んぼをつくっていけるような仕組みづくりをこれからはしっかりとしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

市長、大変貴重な御意見ありがとうございました。

今、最後のほうに本当市長からいい言葉をお聞きしました。それは何かといいますと、次質問に入らせていただく分なんですけど、多面的機能支払交付金について質問させていただきます。

この交付金は平成19年に農地・水保全管理支払交付金としての事業が始まり、平成26年から名前が変わり、今現在、多面的機能支払交付金として続けられている事業でございます。今現在、この交付金を使って自分たちの集落の農地の保全とか補修とか、もちろん景観保全もですけど、そういうことに対して農業従事者だけでなく、一般の子供会やら老人会やら公民館とか巻き込んで、いろいろと行事を交付金いただいてやっておるところなんですけど、これを今やっている組織がどのくらい大川市にあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業に取り組んでいただいております市内の組織でございますが、19組織ございます。そのほかに市外から大川のほうの農地関係の事業をしていただいているのが2組織ございまして、大川市としてその事業の事務をやっておりますのは合計の21組織となっております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございます。

そしたら、大まかな話になるんですけど、今現在、集落営農組合の法人化が20組織あって、市内で使っているのが19組織ということですね。ほとんどそういう形でかぶって交付金を使って事業をされていると思ってよろしいのでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

法人とこの多面は重なる部分もございますが、原則事業は違いますので、違った形でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

ありがとうございます。

私もそういう形で全部が全部集落営農の法人化されているところがされているとは認識しておりませんでした。ただ、せっかくこういう交付金をいただける事業があるので、先ほど市長も言われましたとおり、集落のみんなを巻き込んで、例えば、草刈りとか終わってからみんなで弁当を食べたりとか、そういうことができるような事業なんですよ、これが。それで、できた当初はやっていたんですけど、いろいろ面倒でやめたとか、そういう話をたくさん聞いております。なぜそういう形になってやめた組織があったのかなと思って、なぜやめたかという理由、わかりましたらお答え願えますでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

多面的機能支払交付金には大体2つ交付金のあれがございまして、農地維持支払交付金という水路や農道の地域で支えるための共同活動に交付する交付金と、資源向上支払交付金といひまして、同じような共同活動、植栽とか植えるような共同活動される分と、具体的な施設の補修するやつがございまして。その施設を補修するやつは、大川市内、今回19団体は取り組んでおりませんので、先ほど言いました農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の共同部分に取り組んでいただいております。

それで、御要望が多いのは、やはりクリークののり面が壊れたでありますとか、そういった先ほど言いました地域資源を守っていききたいということを中心にお考えいただくのがあるんですけども、なかなかこれが使いづらいような交付金になっておると。業者さん一つ頼むにしても、結構いろんな制約とかルールとかがございまして、本当に事務をしてある方が苦悩なさっているという話がよく聞くところでございまして。また、やりたいことが当てはまらないとか、そういった話もこの交付金に対する不満というのが出てきておりました、国においても結構簡素化という形では進めていただいておりますけれども、まだまだ事業に苦労してある組織が多いんじゃないかと思っております。ということで、これは平成19年から取り組んでいただいております事業でございまして、ピーク時には、19年でいいますところの33団体がございましたんですが、途中でしきらんというか、やめられるところがありまして、結果19団体になっているところでございまして。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

ありがとうございます。

今、ピーク時に33団体あったとお聞きしまして、私が思うに、またいろんな人から聞いた話によると、事務的に最後のほうがせからしいとか、わからないとか、ましてその団体の中にパソコンを使える方がおらなくては、もう高齢者ばかりやったら、その手続がなかなか難しいということでお聞きしておりました。そういう感じで、事務処理をされる方がいなくなり、もうやめたばいとか、そういう話も聞いたこともあります。

せっかくこういう形で国のほうから交付金をいただいて、自分の農地をきれいにするわけなんで、農業水産課のほうからももう一度これ復活させ、いろんな事務手続も行政のほうから、毎週集まってもいいじゃないですか、お話ししながら一緒にそういう形を手伝っていただきながらすれば、また復活する団体もあると思うんですよ。そこら辺のお考えをですね。本当自分たちの農地を自分たちで守る、また自分たちの地域のところをきれいにすれば、それが周りがあるそこはああいうことをしよる、うちはほんならもうちょっときれいにこういうことをしようとか、いろいろ相乗効果が出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういう点におきまして、もう一度この交付金を有効に使えるように行政のほうから指導とかできたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

こういった制度がございますので、せっかくお金もかなり1反当たり3千円とかという形で来ますので、使いこなせればもちろんいいことだと思いますし、ただ、こればかりは集落のほうで主体的に行事等をやっていたかかないかん分がございます。まずはそこがコンセンサスが得られなくて、参加人数が少ないとか行事自体のことが組めないとか、そういうことがありますと、その制度自体が使えなくなるということがございますので、一番には集落の事業のほうをお考えいただいた上で、その事務的な話の分は私どももやりますのであれなんですけれども、お手伝いさせていただきますので、やはり議員御承知のように、やれ証拠写

真じゃ、領収書じゃ、見積書じゃという話の分がございます。そういったのはやはり現場のほうでやっていただく方がまずは整理していただいて、その前に事業をちゃんと組み立てていただかないかんという分がございますので、そういったところのお手伝いは幾らでもさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

課長、御答弁ありがとうございました。

そうですね、交付金を受け取ってやるのはその団体になりますので、やっぱりやる気とか、そういうのが重要になってくるのかなとは思っております。でも、やっぱり自分の土地をそういう形できれいにしたり、補修したり、花を植えたり、ごみ拾いしたりとか、そういうのにお金を使えますので、もう一度これはほかの団体なんですけど、十分考えていただきたいなと思います。

もう一度、今現在、集落営農組織の法人化されているところで、この交付金を使っていないところとかございますでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

これは、先ほどの質問は後から結構です。

次の質問に入らせていただきます。今度は6次産業についてお話を伺いたいと思います。

現在、大川市で取り組まれているものはどのようなものがあるかということと、また、集落営農の法人化でそういう形で6次産業とか今されてある組織とかあるのか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

6次産業化の取り組み状況ということでございますが、私どものほうで承知しておりますのは、市内では地元農産物を利用しました焼き肉のたれを製造してある方、ゴボウ茶の製造、販売をしてある方、焼きノリと米を利用しましたノリ巻きおにぎりの加工、販売をしてある方というのを承知しております。6次産業化まで至っていないというか、6次産業化に似た形での活動というのは、私どものほうで行っておりますががんばる農業支援の中で、女性農業者対象ではございますが、6次産業化チャレンジ事業というのは一つございますが、これを御利用いただいている方が1人いらっしゃいまして、道の駅おおきとかでパウンドケーキとかビスコッティーとかを出されている方もいらっしゃると承知しております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

この6次産業について、市長、大川のイチゴとかいろいろありますけど、今後、市長の考えでよろしいんですが、何か6次産業につながるようなお考えとかございましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今、課長が申し上げた以外にも、イチゴ農家さんのところに行けば、ジャムをつかって売っておられたり、アイスクリームをつかっておられたりというふうにされております。6次産業化はすごく大事でありまして、いわゆる生鮮品以外からの所得を得る手段であるということで大変大事なんですけれども、爆発的に、例えば製造ラインに乗せるようになるまでには、やはり相当な投資が必要であります。まずは農業されている方がこういうものを使って、こういう加工をしてみようと楽しみながらやって、例えば、そういうものを木工まつりですとか、いろいろなイベントにお出しをされながら、あるいは道の駅に出して、直接消費者の方と自分がつくった加工した製品を通じて交流を深める中で、きっと多分一人で製品化、そして商売までつなげていくというのはかなり難しいところもございますので、いろんなものを使いながら、これは当たるんじゃないか、これはいいよね、つくっている側も楽しいし、

お客様も満足いただけるようなものが見つかり、だんだんに仲間がふえていって、少しずつそういうものが議員がおっしゃるような6次産業化につながっていくのかなと思っており、そういう面からしても、小さなことから、いろんなものをそれぞれの方々がやられるというのがまず第一歩ではないかというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

市長、御答弁ありがとうございました。

次に、大川市でつくられている特産品についてお聞きしたいと思います。

前に質問したときには、特産品の中にイチゴ、アスパラ、ネギ、イチジク、あと水芋とか三度豆とか、いろんな品物はお聞きしておるんですけど、今また新たにそういうものがございましたらお教え願えませんでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

今、議員おっしゃったような形にプラスしまして、御承知のとおり、トウガラシを特産化したいということで、御予算いただきまして、3年前から試験的がちょっとまだ長引いておりますが、させていただいているのはございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

今ちょうど言われましたですね。トウガラシということですね。名前はジョロキアですかね。それは前市長が辛いものが好きということで、この地元でそういう形で特産品としてつくられたことは知っております。今現在、そのトウガラシ、ジョロキアはどのくらいの方がつくられて、たしかそれをつくって、加工のほうは多分北九州のほうに持って行ってあるとか、そういうお話も聞いておりますが、それを大川市で加工することはできないのかなと思うところもありますので、そこら辺を含めて御答弁をお願いできないでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

今おっしゃるように、この激辛トウガラシの栽培等につきましては、契約栽培で北九州市のトウガラシの業者さんのほうと契約して、全量出荷の契約のもと、向こうに送りまして、うちのほうで加工品としましてはオオカワペッパーという形でテラツァとかに置いていただいておりますが、それは逆に北九州の業者さんから買い取る、製品にしたものを買取る形で大川の特産的なものとさせていただいているのが現状でございます。また最初に取り組みました27年度には近所の乾燥施設等に委託しながら処理を行った経緯、テストを行った経緯も聞いておりますが、現在はそういった形で契約栽培の中でしか動いておりませんので、乾燥とか、そういうのは向こうの業者さんでお願いしているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

今、加工のほうの御答弁はいただきました。つくられている方の数とかわかりましたらお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

失礼しました。29年度の栽培の関係では、トウガラシ部会というのをつくってございまして、部会員さんが10名いらっしゃいまして、10名の方で大体30アールほどの作付を行っていただいております。先ほどお話にありましたブート・ジョロキアの苗を1,700本、ハバネロを約1,300本で今回29年度は取り組んでいただいておりますが、なかなか現状うまくいっていません。通常は2キロ弱ほどとれるようなこととございますが、現状としましては平均800グラムという形になってございまして、もうかるようなところまでなかなか行き着いていないような状況でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

御答弁ありがとうございます。

まだとにかく、このジョロキアに関してはちょっと難しいとかというようなお答えなのかなと思っております。

これをまだ今後そういう形でふやす予定なのか、それもお聞きしたいのと、もう一つ、市長もこの前からよくお話をされておりました夏イチゴ、イチゴを夏までどうにか食べられるようにということで、いろいろお話しされてありますけど、その話、市長のほうでよろしいですかね。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

2つの点、職員お答えづらいと思いますので、私がお答えいたしますが、トウガラシにつきましては、今、課長が申しあげましたように、本来なら1本の苗から2キロぐらいとれるところが、まだ大川市では800グラムと。栽培の技術が、ここ3年一生懸命やっていたきましたけど、まだ確立をされていないのかなという印象がありますので、これはもうしばらく様子を見ながら、本物になっていくのかどうかというのを一緒になってやらせていただきたいと思っております。どうも畑によって随分と育ち方も違うようなことも聞いておりますので、大川市の畑でも畑によって例えば水はけがどうだとか、pH値がどうだとか、いろんな条件があるようでございますので、県の普及所の方々にも御意見いただきながら、生産者の方としっかり、まずは生産ができるところまで持っていくまで、もうしばらく様子を見ながら一緒にやらせていただきたいなと思っております。

もう一つが、夏秋イチゴ、昨年、実験的に試験的に木室のほうのイチゴハウスのほうでつくっていただきました。結果からいうと、失敗であります。当初、思ったより順調に育っておって、私も食べましたけれども、あの時期にしては形もしっかりしているし、もちろん我々が今この時期に食べるあまおうみたいに甘くはありませんが、何とかこれはいけるんじゃないかなと思っておりましたが、7月5日の九州北部豪雨で畑が冠水をいたしまして、もうそれ以降、生育ができないという状況でありました。これはもうはなからわかっておったことですし、プロの石橋正毫議員にも当初から御忠告はいただいておりますが、夏秋イチゴ自体がもう少し気温の低いところであるとか、大川は台風もあって大雨もあるし、何しろ土地が低いということで、なかなか厳しいよというお声はたくさんいただいております、

現実には大雨によってそういうふうになんとか残念な結果となりまして、ことしの作付については今断念をしておるところであります。気持ちの中には、このイチゴの産地でさえ、夏に食べるショートケーキの上に乗っているイチゴを何で輸入物を使わないといけないのかという強い思いが私にありますので、これはいつか必ずこの産地でもそういう夏にも国産、地元イチゴがそういう加工品に使われるようなことを目指して、まずは勉強をしてまいりたいなというふうに思っておりますし、他産地、九州の中でもほかの産地では夏秋イチゴを、小さくですけども、つくられているところがありますので、一旦手を引いて、勉強させていただいて、数年後にはまた再チャレンジをしたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

市長、御答弁ありがとうございました。

私も、昨年つくったのは豪雨で水に浸かったという話は聞いておりました。ことしはどんなふうになるのかは聞いておりませんでしたので、興味があったので質問させていただきました。

今現在、イチゴをつくっている農家の方々に聞くと、やっぱり今のあまおうをつくって、夏秋イチゴはつくられんよと。絶対それは無理なことというお話を生産者の方には聞いておりましたから、いろいろとまたそういう形で試験的にされて、それが本当にできるようになったら、また新たに就農者が多分新規で出てくるのかなと思っておりますので、市長の意気込みを買って、何年後かに大川で夏秋イチゴができるように、よろしく願いしておきます。

今度、最後になりますけど、学校給食における地産地消についてお伺いしたいと思います。

26年度に給食センターが開設されて、当初は春先からの予定だったんですけど、2学期から中学校の給食も始まりました。まだ小学校は自校でされているところもあると聞いておりますが、この地産地消の現在の学校給食におけるその状況をお教え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

学校給食におけます地産地消についての御質問ですが、平成25年9月に市教育委員会にお

きまして決定をしておりますが、大川市学校給食運営基本方針というのがございます。その中で地場産物や郷土食を取り入れ、地産地消の推進に努めるということといたしておりますので、この方針に従いまして現在進めているところでございます。

現在、学校給食に取り入れている地元食材といたしましては、まず米は福岡県給食会を通じまして、全て大川産を納入していただいております。そのほか、大川市ということじゃないんですが、JA福岡大城さんからはアスパラ、エリンギ、エノキ、シメジなど、それとまた福岡県産といたしましてはキュウリ、キャベツ、ネギ、ノリ、ニンジン、タマネギ、コマツナ、セロリ、パセリ、大根、チンゲンサイなどを納入いただいているところでございます。それと、これは地産地消の取り組みとは少し違うかもしれませんが、あす3月9日に小学校の給食にあまおうを出していただく予定です。これにつきましては、大川市地域食育推進協議会のほうからいただいたものを学校の全児童に出すと。ちなみに、中学校については既に先週、3月2日に同じあまおうを出していただいたところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

課長、御答弁ありがとうございました。

そういうことで、地元産をある程度使いながら給食をやっておるということは、今の答弁でわかりましたけど、今回の議会のほうに野菜高騰により給食費が足らなくなって補正を組んでありますけど、今後もこういう形で、ことしの冬は本当に雪がたくさん降って野菜がなかなかとれなくて高くなっております。今後こういうことがまた起こると思います。夏にも台風とかで野菜とかがとれなくなったりとかすることもあると思いますけど、そういうことを踏まえまして、今後どう考えてあるか、対応をよければお願いします。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

今後の方向性ということですが、これからもできる限り地産地消の推進に努めていきたいというふうに考えてはおりますけれども、御承知のとおり、学校給食では新鮮で安全な食材を大量に仕入れる必要がございますので、そういった品質面、安全面、安定供給とい

った条件をクリアしたものについて、学校給食のほうに取り入れるように農業水産関連の機関ですとか団体と連携しながら検討はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

補足いたしますが、補正予算についてはまた委員会のほうに付託をされておりますので、そちらで詳しくは申したいと思えますけれども、ことしは全国的に異常な状態で野菜が高かったと。加えて、給食全ての食材の値段等々全て、やっぱり昔に比べると上がっておるということで、給食の賄い材料費につきましてはぎりぎりのところで運営されているというのが現状でございまして、補正予算をお願いしているところでありますが、今後どうしていくかということにつきましては、やはり給食そのもののあり方等々も考えながら検討してまいりたいと思えますし、来年の秋には消費税の増税が予定をされておりますので、そういうもろもろを考えながら、今後の給食の予算のあり方についてはまた検討してまいりたいというふうに思えます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

市長、御答弁ありがとうございました。

いろんな事情はやっぱりあると思えます。先ほど課長が言われましたとおり、一番大事なのは食の安全ということで、やっぱりそっちのほうは値段とかよりも優先になってくるのかなとは私も思っておりますので。

その前に、ちょっと質問させていただきました集落営農団体で——あっ、わかりましたですか。御答弁をお願いします。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

済みません、お時間とりまして。20法人でございまして、多面的の交付金の事業に取り組んでいただいているのが、その中で14組織が同じような地域として取り組んでいただい

るということでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（水落常志君）

ありがとうございます。

20団体のうち14団体ということで、6組織がされていないということになっておりますが、こういうのは市のほうからも指導されて、この団体はそういう形で集落営農で法人化されているなら、この交付金を使って自分たちのところの農地はきれいにされるよう行政のほうから指導なりしていただくのが本当かなと思っておりますので、以後よろしくお願いします。

ちょっと長くいろいろと質問させていただきました。これで質問は終わりますけど、大川市で就農されている方々が今以上の収益を上げて、皆が笑顔になり、また若い人たちが興味を持ち続け、就農していただけるような施策なり考えていただいて、今の大川市の農業がもっと発展していけることを御要望を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は14時20分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時7分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、4番宮崎稔子君。

○4番（宮崎稔子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、宮崎稔子です。本日最後の質問者となりました。お疲れかと思いますが、どうかもうしばらく、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成26年11月、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的とするまち・ひと・しごと創生法が制定され、翌12月、この法律に基づいて国の長期ビジョン及び今後5年

間の国の施策の方向を提示する国の総合戦略が閣議決定されました。これを踏まえ、大川市においても平成28年2月に大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。策定に当たっての基本目標の一つに、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とし、その基本的方向性として、「結婚・出産・子育てしやすい環境づくりの推進」を踏まえ、我が市としては、その大きな施策の一つに、新しい子育て応援拠点の設置として、平成33年に本日さまざまな議論が行われておりました子育て支援総合施設の建設を予定されてあるのではないのでしょうか。昨年6月の私の一般質問の中で、そこはネウボラの機能を備えたものをお考えですかとの質問に、そのように考えておりますとお答えいただいていたかと思えます。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場所ということです。フィンランドでは文字どおり助言、相談の場所となっております。そこには、保健師や助産師の方が妊娠期から就学前までの子供の健やかな成長、発達はもちろん、母親、父親、兄弟、家族全体のサポートも目的としています。また、そのほかにも経済的なものや夫婦の関係など生活の全般にわたっても相談を受けてあります。プライバシーも守られる部屋で行われますので、不安があればすぐに立ち寄って相談できる体制が整っています。子供に対しては15回の健診があります。必要に応じて家庭訪問も組まれております。そして、父親にも家族と一緒に丁寧に面談を行う機会があります。ネウボラは、ワンストップ拠点として子育てに関することはもちろんですが、その子育てをしている家庭が必要としている専門職や医療、保育所、学校、行政などの機関につないでくれますし、そのほか、必要に応じてさまざまな活動をしているサークルなどにもつないでくれます。そのため、利用者は何度も同じ説明をする必要がありません。新設予定の我が市の子育て支援総合施設にも、このネウボラのように子育てにしっかりと寄り添うサポート機関になっていただきたいと思います。

その上で、今回は新拠点に子育て支援総合施設を新設するに当たり、我が市が力を入れていきたいと言われていた発達障がい児の支援について質問をさせていただきます。

お尋ねいたします。現在、我が市の子育て支援センターで行っている発達障がい児に対する事業を教えてください。

以上、壇上からの質問は終わります。あとは質問席にて質問させていただきます。また、2つ目の質問の傾聴ボランティアについても質問席にてさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

宮崎議員の御質問にお答えいたします。

大川市子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として平成20年に開設して以降、子育てに関する相談や援助の実施、保護者交流の場の提供、子育て関連情報の提供、子育て講演会などの実施をするとともに、子育てサークルや子育て支援団体の育成など幅広い事業を行ってまいりました。

大川市子育て支援センターの特徴的な事業として、平成23年10月から発達が気になる子供に対する相談や発達教室「にこにこ」を実施しております。発達教室は、スタート時は1グループでの開催でしたが、年々利用者が増加してきたことから、本年度は子供の年齢ごとに6グループを編成し、子育て支援センターのスタッフのほか、言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士、保健師、助産師といった専門職の方にかかわっていただいております。集団遊びがプログラムの中心ではありますが、保護者への学習会や個別相談も実施し、保護者の育児不安の解消に努めるとともに、年長児の保護者へは就学サポートノートの紹介や作成を手伝うなど就学支援の一端を担っております。また、必要に応じ、保護者の希望があれば発達検査を実施し、医療機関などの専門機関への紹介も行っております。

教室に参加登録している児童の数は現在ではスタート時の2倍以上、昨年12月末現在で97名となっております。健やかな子供の発育、発達は、子供を持つ全ての保護者の願いであります。これからも子供と保護者に寄り添った事業として推進をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席よりお答えいたします。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

どうも御答弁ありがとうございました。

それらの事業には、先ほども御答弁いただいたように、多くの方が参加をいただいておりますが、中でも特に力を入れてあるところを教えてください。

○議長（川野栄美子君）

迫田子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

発達教室を今、支援センターで開催しておりますけれども、大川市の発達教室の特徴といたしまして、市内に医療福祉大学がございますので、その大学の協力を得て、言語聴覚や作業療法などの教授の専門の方などの先生方にかかわっていただいているのが一つ大きな特徴かと思えます。

それから、今壇上で市長が申し上げましたように、年齢別に6クラスの編成にしておりまして、そこで、子供の発達や育児不安を持った保護者が不安なまま子育てをすることがないように、ゼロ歳から3歳までの子供の親子教室では、子供が大好きな遊びに大人が寄り添って遊びを楽しむ大切さを実感できるように支援をいたしております。それから、年中児や年長児のグループ活動では、楽しい遊びや経験の中で他人や周囲への関心を育て、意欲や自己肯定感を育むよう支援をいたしているところでございます。さらに、保護者同士の交流の時間を持ちまして、悩んでいるのは自分だけではないということを実感してもらえるような支援をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

さまざま取り組んでいただいておりますけれども、先ほどもお話がっておりますように、親御さんが御自分のお子さんの年齢に応じた成長などに不安を持たれて市のほうに御相談に来られることなども先ほどのようにあるかと思えますし、また、園とか学校の職員の方などが少し気になるお子さんに気づかれた場合、先ほどのお答えいただいたような支援にどのようにしておつなぎされているのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

迫田子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

保育園、認定こども園での発達の気になる子を園のほうで気づかれた場合のつなぎということでございまして、園のほうから市子ども未来課のほうにそういう気になる子がいるのでということで御相談があった場合、幼児教育カウンセラーというのを派遣しております。幼児教育カウンセラーというのは、先ほどの発達教室に参画していただいております大学の

先生等が行っていただくようにしておまして、園児の様子を見ていただいて、保育士の職員とか、保護者に対する相談や助言等を園に行き行うという事業を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

国のこれまでの調査により、発達障がいにとって早期発見、早期対応が重要なのは、学習障がい、それから注意欠陥多動性障がい、自閉スペクトラム障がいの子供たちが小学校の入学後に学校不適応や心身症の状態に陥ることが少なくないということがわかっています。

平成17年4月に施行された発達障害者支援法には、ライフステージに応じた支援が制定されております。そこには、適切な支援がなされない場合、その特性により生じる問題に周囲が気づかずに無理強いをしたり、叱咤などを繰り返すことで失敗やつまずきの経験が積み重なり、自尊感情の低下等を招き、生きづらさを感じ、さらなる適応困難、不登校やひきこもりなどが生じることがあるとされています。これらを少しでも未然に防止する上で、早期に発見し、早期に適切な発達支援につなげていくことが特に重要であることから、早期発見のために必要な措置を求めてありますが、その上でお尋ねいたします。我が市は早期発見のためにどのような取り組みをされているのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

迫田子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

発達に関しまして早期発見ということで大川市で行っていますのは、保健センターと子育て支援センターの連携ということで、保健センターのほうで4回の乳児健診がございまして、子供の4か月、10か月、1歳6か月、3歳のときに健診がございすけれども、この全てに子育て支援センターのスタッフや、先ほどから言っています発達教室にかかわってもらっている専門の先生方にその健診の場に行っていただきまして、そこで発達が気になる保護者の方の相談を受けたりして、そこの必要に応じて、また子育て支援センターで行っています発達教室等に参加されるようなことで御案内をしたりということを行っているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。ありがとうございます。

発達障がい疑いのあるお子さんも含めた上で、発達障がいのお子さんの状況はそれぞれ違うと思います。市内の全保育園、幼稚園からの小学校への連携、また、小学校から中学校への一人ひとりに応じた連携はなされているのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

いわゆる保・幼・小中の連携についてのお尋ねでございますが、市教育委員会といたしましては、まず早期からの教育相談・支援体制構築事業といたしまして、市内の全ての幼稚園、保育園、こども園を早期支援コーディネーターが訪問いたしまして、就学や進学に関する相談に応じたり、また、必要に応じまして学校見学ですとか体験入学をしていただいたりしながら、保護者等への情報提供や関係学校との連絡調整を行っているところでございます。

あと、小学校、中学校への巡回相談も行っておりまして、先ほどの子ども未来課と同じように、作業療法士ですとか言語聴覚士が学校を巡回して、専門家による行動の観察や心理検査等を実施し、客観的な指導、助言をいただき、学校における個別の教育支援計画、あるいは個別の指導計画を作成しています。家庭と学校でのよりよい良好な指導、支援体制にそういったことをやりながら役立てているところでございます。

また、作成いたしました個別の教育支援計画、あるいは就学サポートノート、これは園から小学校、あるいは小学校から中学校に進達することで情報の共有化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。

文部科学省の2012年の調査によりますと、通常学級に在籍する児童・生徒の中で発達障がいの特徴を示す子供は全体の約6.5%ということですので、約15人に1人の割合ということになります。

また、同省が平成27年に公立の小学校、中学校及び中等教育学校を対象に実施した通級による指導実施状況調査では、通級による指導を受けている児童・生徒数は平成18年度の約6.1倍となっていますが、我が市の通級による指導を受けている児童数を教えてください。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

通級による指導を受けている児童数でございますが、言語と、あと学習障がい、注意欠陥多動性障がい、いわゆるLD、ADHDというコースと申しますか、教室が2つございまして、まず、言語のほうには22名の方が通われています。うち市内は13名ということで、あと9名については市外から通級をされております。それと、LD、ADHDですが、こちらについては12名、うち市内は11名ということで、市外が1名。以上の状況でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。

では、先ほどお尋ねしたように、全国的に平成18年度の約6.1倍ということですが、やはりそれは国の調査結果と同じような結果が我が市でも発生していると見てよろしいのでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

具体的に数字を拾ってどれだけふえているかという倍率等は調べてはいないんですが、現状としてはだんだんふえているというような状況でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。

やはりふえているかもということ、もしかしたらもっといるかもしれないということ、多くの子供たちが本当にきつい思いをして生きづらさを感じているかもしれないということです。その点についてはどのようにお考えになりますか、お答えください。

○議長（川野栄美子君）

下川学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

そういった配慮を要する子供さんがふえているという状況については、通級においてもある一定のキャパと申しますか、受け入れることができる人数というのは限られてきております。そういったことで、そういった通級にて指導する体制と、あるいはそれぞれの学校において指導員という形での市費の単費で配置をしております。これについても年々予算のほうも膨らんでおりますが、配置人数についても年々ふやしております。そういった支援員をふやすとか、あるいは各学校における特別支援学級の創設に向けて県に働きかけをして、そういった学級をふやしていくとか、そういった対応を現在しているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。

もちろんキャパとか、市費の分とかもあるかもしれませんが、一人残らずしっかりと支援をしていただけるような体制をぜひよろしく願いいたします。

それでは、5歳児健診についてお尋ねいたします。

3歳児健診時点でわかりにくい軽度な発達障がいや社会性の発達障がいなどが、幼稚園や保育園に通い始めて、その集団生活を通して5歳ごろに明らかになりやすいと言われております。また、先ほどの支援法の中にも早期支援が求められるようになっております。5歳児健診の主な目的は、発達上及び行動上に軽度の問題があり、支援を必要とする児童の早期発見です。健診によって発達情緒、社会性に問題を持つ子供を早期に発見することは、育児に対する不安を抱えた保護者への支援にもつながります。5歳児健診を受けることで、気軽に相談できる人や場所に出会えたり、その子に合った療育機関に紹介できたりすると思います。

先ほどの支援にしっかりとつながっていくかと思います。

早期に子供や保護者のサポートを開始することで、その後のスムーズな就学、不登校の予防、いじめの予防にもつながっていくのではないのでしょうか。お母様方より、もう少し早くわかっていればとの生のお声をお聞きいたしますので、市内の5歳児全てを対象とした5歳児健診の取り組みの必要性を強く感じますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

馬場健康課長。

○健康課長（馬場季子君）

お答えいたします。

5歳児健診に関するお尋ねだと思われませんが、厚生労働省のホームページの中では、「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」というのがございまして、その中に、5歳児健診は軽度発達障がい児の発見に有用であることや、一方、3歳児健診で軽度発達障がい児の問題点に気づくことには限界があり、しかも、疾患に特異的な問題点を指摘することが困難であることが示されております。また、軽度発達障がい児に焦点を当てる具体策として、3歳児健診以降から小学校に入学するまでの間に、例えば5歳児健診、あるいは発達相談を行うのがよい、また、5歳児健診で終わりとするのではなく、5歳児健診と事後相談とで一つのパッケージであるべきとされております。

しかしながら、市におきましては、5歳児健診を実施するためには発達障がいの診断ができる経験豊富な医師や臨床心理士、言語聴覚士などの専門職の確保、さらには保健師など健診従事者のスキルアップ、また、健診後にどのような療育や教育機関につなぐことが必要であるとか、そういう事後のシステムづくりですね、そして、健診の目的や必要性の共通理解が全ての市民の方々とかスタッフ、こちらの行政専門職含めて共通理解が必要だと、それが課題だと思っております。

このことから、現在の健診体制では十分に対応できないこともあるとは思いますが、3歳児健診が終了しまして就学に至るまでの間には、保育園や幼稚園、あるいは保護者のほうから子供が気になりますと御相談できる場所として巡回相談であるとか、発達相談事業がありますので、保護者や園の関係者の方々と一緒に相談にかかわりながら困っている問題に対する対応を行っていき、また、電話とかフォローですね、継続相談、医療機関や療育機関への御紹介など、就学に向けた継続支援になお一層努めていく必要があるかと考えます。保護者

の方が発達障がい気づくということから、子供への適切な対応や就学に向けての準備とつながると思いますが、保護者が気づかないところで気になる子供が発見された場合に、御家族へどのように伝えるか、就学までどのように過ごすか、どのように教育機関へ橋渡しをしていくかなど、子供や保護者の気持ちに寄り添いながら支え、子供の発達を具体的に支援していくということを今後より充実させていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

それでは、もう一点お尋ねいたします。

厚生労働省は、保育所入所後の発達障がいの発見の取り組みの方法について、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のメニューの一つとして、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園や放課後児童クラブなどの子供やその親が集まる施設、場所を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等を行う巡回支援専門員整備事業の促進を図っていますが、先ほど答えていただいているような内容がこの事業に値すると思っております。よろしいのでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

迫田子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

発達障がいの支援ということでございます。先ほど言いましたように、子ども未来課のほうでは、保育園とか、認定こども園とか、学童とかも含めまして、そういうヘルプがあったときには、先ほどの先生のような方に行っていただいて相談、助言をしていただくということで、内容的には議員がおっしゃったのと大体かぶるのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

先ほどから子供さんに4回入学までに健診を行っていますということでしたけれども、小学校入学の4か月前が最後になると思います。小学校入学のおよそ4か月前にある就学児健診では、発達障がい疑われる児童を発見しても、入学までに十分な療育の機会が確保できません。大分県のある地域において5歳児健診を実施した成果報告があります。小学校における不登校の発生率が2006年から2008年では0.25%、2009年から2011年では0.45%あったのが、ほとんどの小学生が5歳児健診を受けたこととなる2012年から2014年では0.04%と減少しています。また、5歳児発達相談を受けた児童で就学前に不登校になった児童は皆無であったことも記されているそうです。健診、あるいは相談により早期からの気づきが生じ、家庭でも学校でもその子に合ったかかわり方ができるようになることで2次的な不適応を予防することができるのではないのでしょうか。このような結果をもってしても、5歳児健診は気づきの場としての健診だけを目的とするのではないことがわかります。診断をつけることよりも、保護者の困り事に寄り添う事後相談の充実という大きな役目があるんですね。100人いれば100人の個性があります。みんな違って、みんないいと思います。保護者も家族も、また、その子を取り巻く周りのみんながその子の特性を知って、かかわり方を会得し、そして就学を無理なくスムーズに迎えることが学校不適応を減らすことにつながるのではないのでしょうか。教育委員会のお考えもお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

議員の質問にお答えをいたします。

確かに5歳児健診をするということで、早期に発見し、早期に対応できると非常に素晴らしいことであると。教育に関することは早期発見、早期対応が一番でございます。

ただ、大川市の場合、ある一定の環境があるんですよ。後ろの古賀議員もそういった意味で、LD関係で長期研修に行かれて非常に専門的に学習された方なんですけど、先々週でしたかね、東京都の特別支援育成会、これは会員が数万人いるんですけど、その理事長が私の友達でして、連絡を入れてきました。小池知事との対談の内容をもらったんですけど、理事長が言うには、東京都の場合は支援する、してもらおう、かかわり合う場がない、数が多いんでしょうけれども。

そういった中で、うちの例えば巡回教育相談であったり、コーディネーターであったり

等々話してみると、非常にうらやましがっていたと。大川市は県下でも特別支援教育に関しては抜きんじてやってきた経過がございます。なので、保・幼・小中連携も12年前からやっていますので、そのかわりの中で、保護者の困り感、または幼稚園、保育園の先生方の困り感から十分に拾いながら今現在やっているのではないかな。特に言葉の教室に関しましては、例年20人以上の子供たち、幼稚園児、保育園児が大川小学校に通級しています。早い子供は2か月ぐらいで構音障がいや吃音が治って笑顔で退級していくわけですね。ですから、非常にその辺では有効に大川市の場合は進んでいるのではないかな。確かに5歳児健診はあったほうがいいでしょうが、大川市の環境からすると、まだまだその前の段階ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

本当に環境がしっかり大川のほうはすばらしく整っていると思いますけど、100ではないのではないかと思います。期待と不安とでいっぱい小学校入学4か月前の健診で、お子さんに発達障がい疑われると診断されたお母様が悩み、自分を責めて苦しみ抜かれて、御自分を傷つけておられることを市のほうに御相談したことも担当課は覚えておられると思います。また、そのことをきっかけに家庭不和になられた御家庭もあります。だから、ゼロではないんですね。先ほどからさまざまな面から5歳児健診の重要性をお話ししましたがけれども、同時に、保護者のみならず、その御家族の支援もしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

発達障がい児の子育てには多くの知識が必要となります。また、子育てについて深刻な悩みや不安を抱えることも大きいでしょう。国の来年度の発達障がい者支援に向けた予算には、新規事業として、発達障がい者の家族同士の支援を推進するために、同じ悩みを持つ本人同士の発達障がい児の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけではなく、本人の生活の質の向上を図る、また、身近な場所で支援が受けられるよう対象児自体を市町村に拡充するとし、発達障がい児・者及び家族等支援事業に予算を計上してあります。大川市もそれに取り組んであることととってよろしいのでしょうか。事業の内容として、ペアレン

ト・メンターの養成事業、家族のスキル向上支援事業、ピアサポート推進事業、その他の本人、家族の支援事業としてありますので、この大川市でもこのようなことにしっかりと取り組んでいただいて、新しく建設される子育て総合支援施設が、その中身もどこよりも見本となるようなものにしていただくことを御期待いたしております。

どうか我が市の子供たちみんなが、100人いれば100の個性があります。その100人みんなが自分らしく輝いて、そしてこの大川で育ってよかった、ここでこの子を育ててよかったと安心して結婚、出産、子育てをすることができるまちづくりをお願いいたします。市のお考えをお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

総合的にお答えをさせていただきます。

まず、例えば5歳児健診につきましては、こういう機会でこういう御質問をいただくということが、まずもって我々がその必要性について考えるきっかけにもなることであります。お医者様によっては余り早くいわゆるレッテル張りをしないほうが、親も子供も、とりわけ子供の自尊感情を高めていくと。私は愛されている、みんなから必要とされている特別な存在だということの感情を育成することを阻害すると言われるような方もいらっしゃいまして、これはしっかりと勉強しないといけないということと、押しなべて全員にですね、これは絶対やってはいけないのが、やはり選別政策のようなことになるのだけはやってはならないというふうに思っております。

その中で、先ほどからいろいろ出ているような体制については、発達障がいと一口に言ってもいろいろなタイプがありますので、お一人おひとり、あるいは御家族に寄り添えるような、まずは中身の充実というのを図っていく必要があるのと、我々は行政として、昨年、親の会ができましたけれども、まだまだ多くの方が発達障がいそのものについての御理解が十分ではないというふうに思っております。もう子育てを終わられた方も、あるいは子育て中の方も、全ての市民の方々が発達障がいに対する理解を深めることも、我々は理解促進に努めていくというのが一つ大事かなというふうに思っております。内容をしっかりと充実させると。

3年後につくりたい、きょういろいろ御意見を賜っておりますけれども、既にかなりいい

内容を今の子育て支援センターでもやっていただいておりますので、内容に見合ったしっかりとした施設が欲しいというのも一つではありますが、より一層にそういうことに対して寄り添えるような体制をとってまいりたいと思いますし、冒頭申しました5歳児健診につきましては、もう少し私自身が自信を持って政策を決定できるように、しっかりと勉強して検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。本当に一人残らず生きづらさを感じなくていいような教育環境をぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今、人生100年時代となりました。会社員の定年後の自由時間は、現役時代の生涯労働時間とほぼ同じと言われていています。第2の人生はそれだけ長いということです。その人生をそれぞれが生きがいを持ち、健康長寿な方でいっぱいのもちでありたいと願っています。国立社会保障・人口問題研究所が発表した世帯数の将来設計によりますと、2040年には単身世帯が全世帯の約4割に達し、特に単身世帯に占める65歳以上の割合は45%に達すると予測されています。我が市においても高齢者のひとり暮らし世帯は、平成22年には1,081世帯でしたが、平成27年には1,349世帯と、わずか5年間でまさに268世帯が増加しています。特に85歳以上のひとり暮らしの世帯の増加が目立つ調査結果が出ていました。元気な高齢者の生きがいづくりと同時に、これから迎える2025年問題についてもしっかりと取り組んでいかなければいけないタイムリミットのときが来ているのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。27年度12月の私の一般質問で、視察先のたつの市や浅口市の先進地の事例を通し、介護支援ボランティアに対してのポイント制の導入などの提案をさせていただいておりました。多くの自治体が導入していますが、御検討はどのようになったのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

馬場健康課長。

○健康課長（馬場季子君）

お答えいたします。

介護支援ボランティアのポイント制度に関しての御質問かと思えます。

以前、宮崎議員から御提案をいただきました介護支援ボランティアに対するポイント制についてでございますが、今のところ市では実施をしておりませんが、今後検討していきたいと考えております。先行自治体では、ボランティア活動を行った場合にポイントを付与している場合もありますし、サロンなどの参加者に対してポイントを付加するという場合もあります。さらに、検診とか健康教室への参加や、自主的な健康づくりに取り組んでいらっしゃる方々へもポイントを付加しているという、さまざまな考え方に基づいたポイント制度が存在しているようです。

市では現在、介護予防サポーターの養成講座を2年ほど前から実施しておりまして、修了後は地域で介護予防事業の担い手として活躍をしていただけるということで、その活躍の場も少しずつではありますが、広がってきております。また、支え合いのまちづくりということで、今後、生活支援サポーターの養成でありますとか、ボランティア活動などの体制づくりも進めていくこととしております。このようなサポーターの方々や、お一人おひとりの健康づくりを推進していくということにもつながりますので、市としましても先行自治体の事例を参考にしながら、ポイント制の導入については検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

先ほども述べましたけれども、高齢者の単身世帯がふえています。お元気な高齢者も確かにふえています。しかしながら、高齢になるほど一人で日常生活を送ることは徐々に難しくなります。風邪を引いても助けてもらえる人が家にはいません。地域社会との交流が希薄とならないよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が我が市でもいろいろ検討、実践されているのではないのでしょうか。

先進地でも、支援のボランティアの中には87歳の元気な高齢者もいらっしゃいました。自分がこの年になっても人の役に立っている、生きがいも1ポイント、1ポイントためるのが目に見えて楽しみでと言われてありました。健康長寿社会を目指す上で、この制度を取り入れる自治体はふえています。また、その先進地では、お世話をされてある利用者の側の声に、

話をするとうれが出る、この時間が楽しみでという声がたくさんあるとお聞きしました。実際に先日、私もそのことを実感いたしました。先月、大川市で活動されている傾聴ボランティアの会の定例会を傍聴させていただき、その上で、後日、高齢者の施設で実際に活動されてある姿を拝見させていただきました。施設の高齢者の方も1か月に一度のこの1時間をとっても楽しみにされており、お話を聞いていただきたい方が自分のお部屋から出てきてホールに集まってこられるんですけども、皆さん楽しみにされており、ボランティアの数のほうが足りないんですね。また、ボランティアの方の中には手話ができる方もいらっしゃいますので、この時間を待ちに待って、利用者の方も本当にうれしそうに時間いっぱい手話でお話をされておりました。施設のスタッフの方にもお話を聞きしたのですが、すごく助かっています、手話は誰も話せないんです、また、入居者のお一人おひとりにじっくりとお話をお聞きする時間もないんです、ボランティアの方とお話をされている中で、久しぶりに笑われている姿を見たり、歌を歌ったりされている姿を見てびっくりするんですよ、記憶がよみがえるきっかけになったりもするんです、本当にありがたいですと言われておりました。ボランティアの方の年齢層も60代、70代、80代の方がほとんどだそうです。第2の人生に、自分が人の役に立つという生きがいを見つけ、心も体も元気になる活動だと思いました。近隣のみやま市や柳川市でもそのような活動にあわせてポイントをつけ、市内の商店街で活用できるような商品券に還元できる工夫などをされ、たくさんの高齢者の生きがいづくりになっているそうです。私も行ったよ、俺もこの前、あの施設に行ったよと、お知り合いの方々とお話をされてあるのをよく聞きますよと言われておりました。

大川市長寿社会対策総合計画の中に、ポイント制の検討のところには傾聴ボランティアとメニュー拡大など検討課題や方向性として書かれてありますが、どのような市のお考えなのか、お聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

馬場健康課長。

○健康課長（馬場季子君）

お答えいたします。

このたびの介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムを推進するということが示されております。その中には地域共生社会の実現ということもありまして、市町村による地域の方々と行政などの共働による包括的な支援体制をつくるということだと思われまます。今後

進展していきます高齢社会におきましては、まず、高齢者の方々自身で取り組んでいただくために健康づくりや介護予防の必要性を普及啓発していくことが必要であると思ひますし、同時に、高齢者の方々には高齢者を支える担い手として活躍していただくことも社会参加による生きがいや高齢者自身の介護予防につながると考えております。

現在、地域で実施しています支え合いのまちづくりを進める上で、生活支援を担っていただくボランティアやサポーターの存在は不可欠でありますので、市としましてはサポーターの養成を行ったり、傾聴ボランティアの方々の活動のほかにも、支え合いのまちづくりとして活動いただくあらゆるボランティアの方の仕組みづくりを検討していく必要があると思ひております。このような活動を推進していくことにあわせまして、ポイント制の検討も行っていきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

冒頭にも述べましたように、2025年問題と言われるように、進みゆく高齢化社会に向け、高齢者の見守りや心身ともに元気なまちづくりに、先ほどの傾聴ボランティアなどは大きな力となることに間違いはないと思ひますが、今後、市は傾聴ボランティアの方々に対してどのような活動を期待されるのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

馬場健康課長。

○健康課長（馬場季子君）

お答えいたします。

まず、日ごろより傾聴ボランティアの方々、フレンドさんという方々だと思ひますが、現在の活動に敬意を表したいと思ひます。

フレンドさんは、活動の一環として、養護老人ホーム明光園などの市内の老人福祉施設を定期的に訪問していただいているようでございます。高齢者の中には同じ話を繰り返されたり、昔のことを繰り返し話されたり、また、悩みや心配事を抱えた方などさまざまと思ひられますが、そのような方々に耳を傾け、うなずいたり、ほほ笑んだりしながら心に寄り添い、

じっくりとお話を聞いておられると思います。高齢の方は話を聞いてもらうことによって心が落ちつき、穏やかなひとときを過ごされていることと思います。フレンドさんのこのような活動はとても貴重であると思います。今後、高齢化が進む地域の中で、高齢者の方だけではなく、おひとり暮らしの方、御夫婦のみの御家庭、また、孤独を感じている子供たちも含めまして、ますます傾聴活動は必要とされるのではないかと考えております。そういうところではフレンドさんの活動に期待したいと考えております。

大川市としましては、支え合いのまちづくりを地域の皆様、各種ボランティア団体の方々と進めているところでございますが、その中で、生活支援を担っていただくボランティア、サポーターの存在は今後不可欠になってきます。民生委員さんを初めとするボランティアやサポーターの方々に見守りや話し相手、ちょっとした困り事への支援など、幅広い活動を期待しておりますので、傾聴ボランティアの方々にもその一翼を担っていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

本当に今言っていたように、傾聴ボランティアの方々は、高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしや、話し相手が欲しい、自分の話を心から聞いてほしい、そのような孤立、孤独を感じられている中で、傾聴という形で助ける、助けが必要になってきているのではないかと、そのような方々の気持ちになって心に寄り添い、よき聞き手となって、これからも人と人がつながるぬくもりあるまち大川を目指し、頑張りたいとの思いで活動されてあります。聞くという姿勢をしっかりと講習を受けて実践されてあります。男女問わず、より多くの方に参加していただけるよう、市もしっかりとバックアップしていただきますようお願い申し上げます。最後に市のお考えをお答えください。

○議長（川野栄美子君）

馬場健康課長。

○健康課長（馬場季子君）

お答えいたします。

市では、傾聴ボランティアのフレンドさんによる高齢者のおひとり暮らしなどの御自宅を訪問する事業ができないかなど、社会福祉協議会を通じて御相談をしております。具体的にはまだ進んでおりませんが、実施のためにはいろいろと課題もあるかと思いますが、今後フレンドさんの活動や派遣につきましては、側面から支援をしています社会福祉協議会においても今検討しているというところを聞いておりますので、いつから実際に活動ということでは今申し上げることができませんが、市におきましても社会福祉協議会と打ち合わせや連携をとりながら進めていき、フレンドさんの活動の支援を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

大変にありがとうございます。本当にボランティアの方々に心より感謝とともに、いろいろなお困り事などをしっかりと市のほうも耳を傾けていただきますよう、これからもよろしくお願いいたします。また後日、いろいろ御相談させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議はあす午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時11分 散会